

## 拡大教授会

### ○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）（総A2号）（総B3号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B4号）
4. 査読における不適切な行為の防止について（研B4号）
5. 各委員会報告（経B1号）（教B1号）（教B2号）「教養学部報委員会」
6. その他
  - ・UTokyo Account 多要素認証の設定状況について
  - ・冬季の節電について
  - ・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

### ○ 議題

1. スプリット・アポイントメントの更新申請について（総B7号）
2. バフワーン会長寄付建物WG最終報告
3. 連携研究機構変更申請書（研B3号）
4. 教養学部規則の一部を改正する規則（案）について（教B3号）
5. 各学科等教務関係内規改正（案）について（教B4号）
6. 東京大学大学院総合文化研究科とクロード・ベルナル・リヨン第1大学との間における学生交流覚書の締結について（教B5号）

## 教授会

### ○ 議題

1. 次期副研究科長予定者の選挙について（総B5号）
2. 次期評議員予定者の選考について（総B6号）

### ○ 教員人事

退職転出等				1件
講師	報	告		1件
准教授	提	案		2件
	報	告		4件
教授	提	案		1件
	報	告		18件

計27件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

・2023年度 年度末執行に係る伝票等締切日について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

・令和6年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について（教B1号）

学生委員会

・令和6年度大学入学共通テスト監督補助者募集掲示について（教B2号）

三鷹国際学生宿舎  
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

教養学部報委員会

・教養学部報連載『学部報の行方』執筆者募集について

## 拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2023年11月16日(木) 15:00~17:35  
場所 Zoom会議  
出席者 234名

### 議題

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

研究科長から、11月2日、11月16日開催の総務委員会について説明・報告があった。

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、10月24日、11月7日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B1号)に基づき説明・報告があった。

##### 3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室道上達男室長から、資料(総B2号)(総B3号)に基づき報告があった。

##### 4. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

##### 5. 各委員会報告

- ・増田建財務委員会委員長から、空調設備修繕・更新準備金制度について、資料(経B1号)に基づき説明があった。
  - ・増田建財務委員会委員長から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、資料(経B2号)に基づき説明があった。
  - ・増田建財務委員会委員長から、2023年度における預託金制度について、資料(経B3号)に基づき説明があった。
  - ・増田建財務委員会委員長から、研究支援経費(間接経費)の取扱いについて、資料(経B4号)に基づき説明があった。
  - ・市野川容孝入試委員会委員長から、令和6年度大学入学共通テスト監督補助者の募集について、資料(教B1号)に基づき説明があった。
  - ・増田建建設委員会委員長から、トレーニング体育館跡地に建設中の仮講義棟(仮称)の棟名称について、資料(経B5号)に基づき説明があった。
- ##### 6. 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
- 研究科長から、資料(総B4号)に基づき報告があった。
- ##### 7. その他
- ・研究科長から、UTokyo Account 多要素認証の設定について説明があった。
  - ・増田建副研究科長から、東京大学基金特別セミナー2023の開催について説明があった。
  - ・研究科長から、世界陸上開催に伴う学内施設貸出について説明があった。

#### ○ 審議事項

1. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正について  
月脚達彦副研究科長から、資料(総A2号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
2. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について  
月脚達彦副研究科長から、資料(総A3号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
3. 大学院総合文化研究科・教養学部における教員評価制度について  
月脚達彦副研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
4. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部と淑明女子大学校淑明人文学研究所との間における部局間学術交流協定の締結について  
逆井聡人教授から、資料(教B2号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

教授会

○ 議題

1. 次期副研究科長ならびに次期評議員の選考日程について  
研究科長から、資料（総B5号）に基づき説明があった。

○ 教員人事

講 師	報 告	1 件	
准 教 授	提 案	1 件	
	報 告	4 件	
教 授	提 案	6 件	
	報 告	4 件	計 1 6 件

以上

## 議題及び資料

01	学内外情勢  (資料1) 学内外情勢	総長
02	研究評価に関するサンフランシスコ宣言(DORA)への署名と署名時メッセージ <b>* 審議</b> (資料2) 研究評価に関するサンフランシスコ宣言(DORA)への署名	齊藤理事
03	東京大学とアジア女性大学との全学学生交流覚書締結 <b>* 審議</b> (資料3) 国際交流協定・覚書締結計画書(アジア女性大学)	林理事
04	MIRAIプロジェクトからの脱退 <b>* 審議</b> (資料4) MIRAIプロジェクトからの脱退について	林理事
05	ロチェスター工科大学(米国)との全学協定終結 <b>* 審議</b> (資料5) 東京大学とロチェスター工科大学との全学協定終結	林理事
06	ケ・ブランリ・ジャック・シラク美術館(フランス)との全学協定終結 <b>* 審議</b> (資料6) 東京大学とケ・ブランリ・ジャック・シラク美術館との全学協定終結	林理事
07	東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドラインの策定 <b>* 審議</b> (資料7) 東京大学における性的指向と性自認の多様性に関する学生のための行動ガイドライン(案)(学内限り)	森山執行役
08	学位記授与式・卒業式の会場混雑緩和対策 <b>* 審議</b> (資料8) 学位記授与式・卒業式の会場混雑緩和対策について(案)(学内限り)	大久保理事
09	令和6年度(第97回)五月祭開催日程等 <b>* 審議</b> (資料9) 令和6年度(第97回)五月祭開催日程等	藤垣理事
10	キャンパスの適切な運営に向けて <b>* 報告</b> (資料10) キャンパスの適切な運営に向けて	大久保理事
11	2023年度ジェンダー・エクイティ研修の実施結果及び未受講者の受講案内 <b>* 報告</b> (資料11) 11-1:2023年度ジェンダー・エクイティ研修の実施結果(報告)、11-2:2023年度ジェンダー・エクイティ研修の受講について(通知)	林理事
12	標的型攻撃メール訓練の実施 <b>* 報告</b> (資料12) 標的型攻撃メール訓練の実施について(通知)(学内限り)	角田理事
13	ウクライナ侵攻を受けた「学生・研究者の特別受入れプログラム」受入人数 <b>* 報告</b> (資料13) ウクライナ侵攻を受けた「学生・研究者の特別受入れプログラム」受入人数	林理事
14	学内に存在する文化資産に関する調査報告 <b>* 報告</b> (資料14) 学内に存在する文化資産に関する調査について(報告)	大久保理事
15	東京フォーラム2023の周知及び広報協力依頼 <b>* 報告</b> (資料15) Tokyo Forum 2023	総長 林理事

## 議題及び資料

16 その他	<b>林理事</b>
(1)D&Iへの理解の深化・定着促進セミナーのフォローアップ	
(資料なし)	
(2)令和5年度学生表彰「東京大学総長賞」の推薦募集	<b>藤垣理事</b>
(資料16) 令和5年度学生表彰「東京大学総長賞」の推薦募集について(案)	
(3)2024年度体験活動プログラムに関する企画募集	<b>津田理事</b>
(資料17) 体験活動プログラムの企画募集について(依頼)	
(4)東京カレッジ「UT7次世代生命概念創出研究グループ対談シリーズ」	<b>齊藤理事</b>
(資料18) 東大対談:UT7次世代生命概念創出研究グループ	
(5)今冬の感染症への対応	<b>大久保理事</b>
(資料19) 今冬の感染症への対応について(通知)	

## 議題及び資料

01	学内外情勢  (資料1) 学内外情勢	総長
02	令和5(2023)年度理事等の分担  (資料2) 令和5(2023)年度理事等の分担	総長
03	就業規則等の改正 <b>* 審議</b> (資料3) 就業規則等の改正(案)	角田理事
04	日本学術振興会特別研究員の機関雇用 <b>* 審議</b> (資料4) 東京大学における日本学術振興会特別研究員(PD・RPD・CPD)の雇用について	齊藤理事
05	学内共同教育研究施設「多様性包摂共創センター」の設置 <b>* 審議</b> (資料5) 研究組織の設置について(多様性包摂共創センター)(学内限り)	齊藤理事
06	College of Design設置検討委員会の設置 <b>* 報告</b> (資料6) College of Design設置検討委員会設置要項	総長
07	令和5年度東京大学学位記授与式・卒業式及び令和6年度東京大学入学式 <b>* 報告</b> (資料7) 学位記授与式・卒業式の会場混雑緩和対策について(学内限り)	大久保理事
08	2024年度人事マネジメント支援プログラム、給与マネジメント支援プログラムの実施 <b>* 報告</b> (資料8) 8-1:2024年度人事マネジメント支援プログラム及び給与マネジメント支援プログラムの改正について(概要)、8-2:2024年度女性人事加速サポート 人事マネジメント支援プログラム(申請要領)、8-3:2024年度人事マネジメント支援プログラムQ&A、8-4:2024年度女性人事加速サポート 給与マネジメント支援プログラム(申請要領)、8-5:2024年度給与マネジメント支援プログラムQ&A、8-6:(参考資料)男女共同参画室の事業について	林理事
09	オンサイト自家消費型太陽光発電設備の実施計画(Ⅱ期計画) <b>* 報告</b> (資料9) ～UTokyo Climate Actionの推進～オンサイト自家消費型太陽光発電設備の実施計画(Ⅱ期計画)について	大久保理事
10	2023年度業務改革総長賞表彰 <b>* 報告</b> (資料10) 2023年度業務改革総長賞表彰について	角田理事
11	会議資料サイト多要素認証必須化 <b>* 報告</b> (資料11) 会議資料サイト多要素認証必須化について(学内限り)	太田理事
12	日本放送協会との包括連携に関する協定締結式の実施及びトップ対談収録 <b>* 報告</b> (資料12) 放送100年東大創立150周年 東京大学×NHK 包括連携協定について－社会的課題の解決と教育研究の振興に貢献－	津田理事
13	寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 <b>* 報告</b> (資料13) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	齊藤理事

## 議題及び資料

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 東京大学契約事務取扱規程の一部改正 * 審議	相原理事
(資料2) 東京大学契約事務取扱規程の一部を改正する規則(案)	
03 研究インテグリティの確保に関する申告書の確認結果 * 審議、了承	齊藤理事
(資料3) 研究インテグリティの確保に関する申告書の申告状況一覧	
04 東京大学懐徳館庭園の使用に関する内規の制定 * 報告	相原理事
(資料4) 東京大学懐徳館庭園の使用に関する内規の制定	
05 令和6年(2024年)4月1日以降の専門業務型裁量労働制の適用にかかる同意等の手続き * 報告	角田理事
(資料5) 令和6年(2024年)4月1日以降の専門業務型裁量労働制の適用にかかる同意等の手続きについて(通知)	
06 令和6(2024)年度科研費応募状況および令和5(2023)年度「国際共同研究加速基金(国際先導研究)」の内地 * 報告	齊藤理事
(資料6) 令和6(2024)年度科研費応募状況(学内限り)	
07 新SPRINGの公募と2024年春募集 * 報告	齊藤理事
(資料7) 新SPRINGの公募と2024年春募集	
08 2023年度UTEC-UTokyo FSI Research Grant Program 選考結果 * 報告	齊藤理事
(資料8) 2023年度UTEC-UTokyo FSI Research Grant Program 選考結果(報告)(部局長限り)	
09 東京大学統合報告書2023発行及びUTokyoDay2023開催の報告 * 報告	相原理事
(資料9) 9-1:東京大学統合報告書2023 -IR Cubed-, 9-2:UTokyo Day 2023開催報告	
10 「東京大学知的財産報告2023」の発行 * 報告	渡部執行役
(資料10) 10-1:「東京大学知的財産報告書2023」の発行について、10-2:東京大学知的財産報告書2023	
11 東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦 * 報告	相原理事
(資料11) 東京カレッジに招へいする海外研究者等の推薦について(依頼)	
12 年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起 * 報告	角田理事
(資料12) 年末年始における情報セキュリティに関する注意喚起について(学内教職員限り)	
13 オープンキャンパス2024開催日程・開催方針 * 報告	津田理事
(資料13) 高校生のための東京大学オープンキャンパス2024日程・開催方針	
14 「第1期法務戦略(2022-2026)」に掲げる事業の試行実施の報告 * 報告	角田理事
(資料14) 「第1期法務戦略(2022-2026)」に掲げる事業の実施(試行)(2023年度)(学内教職員限り)	



## 2023年12月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

## ・休業4日以上

- 23219I** 技術職員(男性:52歳);脚立にまたがって壁の補修作業を実施中、バランスを崩したため飛び降りた(約2m)ところ、右足かかとを骨折した。(休業12週)
- 23229I** 臨床検査技師(女性:25歳);自動扉のセキュリティ・ロックを解除後、急に方向転換をしたところ、左膝蓋骨を脱臼した。(休業15日)
- 23234I** 用務補佐員(女性:28歳);清掃作業準備のため階段を下りていたところ、階段を踏み外して右足首を捻り靭帯を損傷した。(休業4日)

## ・休業4日未満

- 23212M** 派遣職員(男性:26歳);鉛ブロックが入っている放射線遮蔽体(約250kg)を移動させていたところ、遮蔽体が転倒し、別作業を行っていた被災者の両足が挟まれた。(休業1日)

## ・不休業事故・災害

- 23211F** D3院生(女性:35歳);マウスの採血後、リキャップした注射器を片付ける際にキャップがはずれ、針が左手中指をかすった。
- 23213F** 看護師(女性:29歳);昼食を配膳するため配膳車を先導していたところ、車輪に足を巻き込まれた。
- 23214F** 学部学生2年(男性:20歳);定規に沿ってカッターナイフで部材を切り出そうとしていたところ、定規に添えていた指がはみ出していたため、左手人差し指を切創。
- 23218F** M2院生(女性:26歳);顕微鏡に固定したガラスキャピラリーを廃棄しようと手を伸ばしたところ、目測を誤り、キャピラリー先端部がアクリル手袋を突き抜けて左手親指に刺さった。
- 23220F** 技術職員(女性:52歳);超低温フリーザー庫内の自作金属ラックを引き出そうとしたところ、凍り付いていたラックを掴んでいた指が滑り、残っていた鋭利なバリによって左手中指に切創を負った。
- 23222F** 教授(女性:58歳);(学外)急いでタクシーを降りた際に、洋服の裾が靴に絡まり転倒。アスファルトに手を強くつき、右手小指を骨折した。
- 23225F** M2院生(男性:24歳);注ぎ口が欠けていることに気づかずビーカーを洗浄し、右手親指を切った。
- 23226F** 教授(男性:57歳);日没後に構内を移動中、車道と歩道の段差に躓き転倒し、左膝をすりむいた。
- 23233F** M2院生(男性:30歳);実験中、現像液が入った容器にブロワーの空気を当ててしまい、現像液が飛散して右眼に入った。
- 23236F** 技術職員(男性:46歳);チェンソーのエンジン始動のため繰り返しスターターロープを引いていたところ急にロックがかかり、衝撃でロープを握っていた右手薬指を骨折した。

## ・通勤災害

- 23209J** 特任助教(女性:45歳);退勤時に駅の階段を下りていた際、ふらついて転び右足首を捻挫した。
- 23216J** 技能補佐員(男性:66歳);自動車で交差点を直進していたところ、右折しようとした対向車に衝突され上半身を打撲した。(休業1日)
- 23223J** 専門職大学院生1年(男性:40歳);自動車で通学時、幅の狭い路地で対向車とミラー同士が接触した。
- 23232J** 教授(男性:53歳);退勤時、自転車歩道を走行していたところ、駐車場から出てきた自動車に追突され転倒した。(休業1日)

## ・ヒヤリハット

- 23206H** 給水ボトルを設置し忘れたケージの給水穴をマウスがかじって広げ、逃走した。
- 23207H** マントルヒーターのリード線を延長するために圧着端子をねじで結線使用していたところ、結線部分の被覆材が焦げて発煙した。
- 23215H** 無人航空機を用いて林内を調査中、セーフティボックスに入っていたバッテリーを紛失した。

**23227H** 立食パーティーで提供されていたセイロ蒸しが空焚き状態で発煙し、火災報知器が鳴動した。

**23228H** 実験でエンジンを運転中に熱感知器が誤作動した。

・ 人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

**23210Nd** 空調冷却水回収用のポンプのホースがはずれ水が床に流出。床に置いてあった電源タップが水没してブレーカーが落ちた。

**23217Nd** 公用車を運転していて駐車場に入ろうとしていたところ、右前輪が縁石と接触。車体の一部と縁石の反射材が損傷した。

**23221Nd** 山地調査で無人航空機を目視外飛行中、通信が途絶えて機体が行方不明となった。

**23230Nd** 実験車両を操作してケーブルガードを乗り越えたところ、勢い余って2mほど先にあった花壇と柱に接触。車両後部が破損した。

**23231Nd** 公用車をバックで駐車しようとしたところ、柱に気付かず衝突して車体を損傷した。

**23235Nd** 山中の車道脇に駐車していた公用車に折損した木の枝が落下し、フロントガラスが損傷した。

以上 教養学部等環境安全管理室

5 文科科第 445 号  
令和 5 年 11 月 14 日

文部科学省の予算の配分又は措置により  
研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長  
柿 田 恭 良

## 査読における不適切な行為の防止について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対してガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しており、すでに多くの研究機関では研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

また、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の研究活動における不正行為としては、二重投稿や不適切なオーサーシップ等が認識されるようになってきておりますが、ガイドラインでは「具体的にどのような行為が、（中略）研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」としております。

このような中、先般、査読における不適切な行為の認定があったことを踏まえ、「研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科科第 919 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和 5 年 3 月通知」という。）において、特定不正行為以外の不適切な行為の一つとして、査読における不適切な行為についても適切な対応をお願いしたところです。併せて令和 4 年 12 月に日本学術会議に対し、査読を実施する際の規範となる対応指針等について審議を依頼し、今般、別添 2 のとおり同会議より回答があったところです（「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議。以下「日本学術会議回答」という。))。

各研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して本通知の内容を周知するとともに、下記に示すとおり日本学術会議回答の内容にも留意しつつ、研究倫理教育のより一層の取組の強化を含め、査読における不適切な行為の防止に向けた対応を引き続きお願いします。

なお、文部科学省においても、引き続きガイドラインの実施等に関しフォローアップすることとしております。

別添 1 「論文の査読に関する審議について（回答）」のうち要旨抜粋

別添 2 「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議）

## 記

### 1. 査読における不適切な行為に関する対応について

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。

このうち、査読における不適切な行為に関し、日本学術会議回答において、「査読の意義・重要性」として、査読に関わる関係者の責務について触れられるとともに、「査読を実施する際に想定される不適切な行為」、「査読を実施する際に規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）」等がとりまとめられており、研究者や研究機関のみならず出版社や学術誌を対象とした考え方が示されております。

論文の査読に関する不適切な行為は、研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えられます。

各研究機関におかれては、日本学術会議回答も踏まえ、査読における不適切な行為についても適切に対応頂くよう改めてお願いします。

### 2. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和5年3月通知等においてお示ししているところですが、日本学術会議回答においては、査読者の研修・教育の在り方について示されるとともに、大学・教育機関に対しても、想定される対策が次のとおり示されています。

#### (想定される対策)

科学研究の査読全般については、既に研究倫理指針や教材が多数提供されており、大学・研究機関がこれらをうまく活用して研修・教育を実施することができる。もちろん独自の教材の作成・提供も考えられる。効率よく有効な研修・教育を行うには、学生が初めて論文を作成する時期や投稿する時期、若手研究者が初めてピア・レビューを行う可能性のある時期等、タイミングへの配慮も重要である。

各研究機関におかれては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記内容を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いします。

## 要 旨

### 1 はじめに

令和4年(2022年)12月27日付け4文科科第646号の審議依頼「論文の査読に関する審議について(依頼)」を受けて、論文の査読の現状を把握し、問題提起を行うため、日本学術会議では、科学者委員会学術体制分科会の下に論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置し、集中的に審議を行った。審議に当たり、日本学術会議内外の参考人から意見を聴取したほか、日本学術会議会員・連携会員を対象として、領域横断的なアンケート調査を行い、その内容を回答に反映した。

### 2 査読の意義・重要性

科学研究における査読は、専門性を共有する研究者による「ピア・レビュー」のかたちで行われる。ピア・レビューは、論文の査読を含むあらゆる科学研究の場面で評価の中核になるものであり、その公正で厳正な実施に努めることは、査読者を始めとするすべての関係者の責務である。論文の査読は、公開される研究成果の質を担保するゲートキーパーの役割を担っているほか、査読者のコメントが論文の内容の改善・向上に貢献する場合もあり、その意義・重要性は多面的である。

### 3 査読を実施する際に想定される不適切な行為

#### (1) 不適切な行為の背景

多くの研究領域において、研究者の論文数や被引用数等が評価ポイントとして重要視されるようになったことから、過度な論文発表競争が引き起こされ、これが不適切な行為の誘因となっている。世界的な投稿論文数の増大、専門領域の細分化、新たな研究領域の登場、研究者の多忙等により、編集者が査読者の選定に苦勞する事態が生じている。このような背景の下、編集者の負担を緩和するために導入された査読者推薦制度等が、悪用される場合がある。

#### (2) 通常の査読のプロセスと問題点

一般的な査読のプロセスにおいて、不適切な行為と関連しうる事項として、投稿者による査読者候補者の推薦、編集者の多忙化、査読者の匿名性、少数の(かつ分野によっては特定の)研究者による査読結果に依存せざるを得ない評価・判定、単独あるいは少数の編集者に委ねられる採択・却下の判断等がある。いずれも早急な改善は困難であり、その試みは道半ばである(「5 おわりに」で述べる)。

#### (3) 想定される不適切な行為

想定される主な不適切な行為には以下のものがあり、それぞれ対応が必要である。投稿者による査読者へのなりすまし；ゲスト編集者制度を利用した査読偽装；互助会的グループによる査読偽装；個人的な連携による査読偽装；査読・改訂サイクルへの遅延行為；査読者による情報漏洩、盗用；編集者による査読の不適切な管理；捕食出版(いわゆるハゲタカジャーナル)及び論文工場(ペーパーミル、論文偽造ビジネス)の利用等。

## 4 査読を実施する際の規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）

研究者はピア・レビューの基本的な規範を身に付けなければならないが、論文の査読においては、研究領域及び学術誌ごとの特性に配慮する必要がある。したがって、査読の規範となる対応方針の策定や、査読者研修・教育の実施に当たっては、国や研究費配分機関、大学・研究機関、学術誌とその出版母体（出版社や学協会）が適切に役割を分担する必要がある。

### (1) 査読を実施する際の規範となる指針

独立行政法人日本学術振興会、一般財団法人公正研究推進協会等が、研究者がピア・レビュー（論文の査読を含むが、これに限定しない。）を実施するに際し参照すべき指針や研究倫理教材を提供している。研究者が初めて査読を実施する場合等、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境を作ることが望ましい。

論文の査読に特化したガイドラインとしては、国際的な出版規範委員会（COPE）が「査読者のための倫理ガイドライン」を公表しており、これを活用している学術誌も多い。一方、研究者からは、学術誌及びその出版母体（出版社や学協会）による専門領域や編集ポリシー等に基づいた規程・指針の提供への要望が大きい。学術誌及び出版母体は、投稿者・査読者・読者への透明性を高め、研修・教育の機会を提供する意味でも、積極的に査読ガイドラインを作成・公開することが望まれる。

### (2) 不正行為への対応に関する指針

文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年（2014年）8月26日）では、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不適切な行為が生じた場合に、大学・研究機関や研究費配分機関の取るべき対応について記載がない。制定から9年が経過していること、論文の査読における不適切な行為を含む、特定不正行為以外の不正行為が広がりを見せていることから、改訂あるいは内容の追加について検討すべき時期に来ている。

### (3) 査読者の研修・教育の在り方

科学研究におけるピア・レビューについては、既に研究倫理指針や教材が提供されており、学生が初めて論文を作成する時期や、若手研究者が初めてピア・レビューを行う時期等に研修・教育を実施することで、効果を最大化できると思われる。また、参照・受講したい時に指針や教材にアクセスできる環境の整備が推奨される。論文の査読に特化した研修・教育では、学術誌・学協会・出版社が編集ポリシーや査読ガイドラインを公開してプロセスの透明性を高め、査読者研修・教育の場を設けることが望ましい。

## 5 おわりに

査読制度の問題点や査読者の枯渇を憂慮する研究者や出版社により、新たな論文審査方式が考案・導入されつつある。すなわち、査読を経て公開へという慣行を逆転するプレプリントサーバー、顕名の査読者による公開査読、複数の学術誌による査読結果の共有、投稿者が査読結果への対応を主体的に決める制度等が試みられており、国内の出版社や学協会においても、将来の学術誌の在り方とよりよい査読システムの構築に向けて検討し、行

動を起こす必要がある。また、国や研究費配分機関は、高い透明性をもって世界標準の研究成果情報を発信する優れた取組を、力強く後押しすべきである。

2023年度 年度末執行に係る伝票等締切日について

教養学部等経理課

日頃より会計処理にご協力いただきましてありがとうございます。

年度末になりますと会計処理の量が膨大となり、毎年事務がひっ迫している現状がございます。過度に年度末に執行が集中することのないよう計画的に執行をしていただくとともに円滑な年度末の会計処理にご協力いただきたく、下記のとおり物件・役務等、旅費・謝金・振替の書類の提出締切を作成いたしました。

期限内に書類をご提出いただきますようお願いいたします。

経費区分	種別・担当T 提出物	納品・業務完了月(受 払月)		物件・役務等	旅 費			謝 金	振替	備 考	
		支	払	用途T	経理T			謝金支出伺	振替依頼書		
				検収台帳 納品(完了報告)書 請求書	近距離旅費 請求書	出張(命令・ 依頼)申請書	出張報告書				支給調書 出勤表等 ※⑤
大学運営費(教育研究経費、総長裁量経費及び特定事業費)		2	3	3月1日(金)	3月1日(金)	1月19日(金)	2月14日(水)	実施日の2週間前まで	3月1日(金)	3月13日(水)	
		3	4	完了後3日以内	4月1日(月)	2月16日(金)	3月22日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(月)厳守)		完了後3日以内	4月12日(金)	
外部資金等	科学研究費助成事業(科研費) (他機関からの分担金)	1	2	2月1日(木)	2月1日(木)	12月15日(金)	1月19日(金)	実施日の2週間前まで	2月1日(木)	2月13日(火)	※ A、Bグループ内訳は、研究支援Tより別途通知
		2	3	3月1日(金)	3月1日(金)	1月19日(金)	2月14日(水)		実施日の2週間前まで	3月1日(金)	
	科学研究費助成事業(科研費)(代表課題、学内分担金)	3	4	3月29日(金)	4月1日(月)	2月16日(金)	3月22日(金) 期限以降に完了する出張は完了後3日以内(ただし年度最終日4月1日(月)厳守)	実施日の2週間前まで	完了後3日以内	4月12日(金)	
	機関補助金										
	受託研究、受託事業										
共同研究											
寄附金											

※書類が整い次第、締切を待たず速やかにご提出をお願いいたします。

※コーポレートカードの利用は1月末までとなります(請求が年度内に間に合わない恐れがあるため)。それ以降は請求書払(請求書払が不可能な場合は立替払)で対応をお願いいたします。

※年度内に発生した検収(納品・完了確認)、出張、謝金翌年度に書類を提出されることがあります(期ずれ)。年度を過ぎると原則として処理が不可となります。書類の提出漏れがないようご注意ください。

① 残額の把握にあたっては、上記以外のほか定例的に発生する年間契約、電話料等や人件費などの支出も勘案してください。

補助金課題(課題番号3字目がH)の科研費は年度ごとの管理となるため、年度内に必要な執行は上記各提出締切厳守にてご対応ください。

② 基金課題(課題番号3字目がK)の科研費で次年度も継続の課題の場合は、年度内に生じた未使用額を手続きなしで次年度に使用することが可能ですので、年度末に当該年度の交付額を使い切る必要はありません。基金の最終年度課題で、最終年度までに生じた未使用額を翌年度に持ち越して使用したい場合は、補助事業期間延長申請(2月上旬締切予定)を行ってください。

③ 機関補助金、受託研究については、課題によっては特に早い対応が必要なものもありますので、研究支援Tより個別に連絡します。

④ 寄附金については、基本的には、手続きなく翌年度に繰越ができることから、年度末に予算額を使い切る必要はありません。  
※ ただし、助成元の求め等の事情で年度内の経費執行が必要な場合は、最終残額をご留意の上、上記提出締切厳守にてご対応ください。

報告書の提出を要する外部資金については、上記の書類提出期限にかかわらず、早めの執行額把握にご留意願います。

⑤ 報告書提出期限が別途定められている外部資金もありますので、担当チームにご確認ください。  
報告書の提出後の経費振替は不可ですので、上記締切以内に経費の振替の必要がある場合はすみやかに振替依頼を提出し、残額を確認願います。

⑥ 単純労務謝金・ジュニアスタッフの支給調書・出勤表提出締切については、例月どおり実施月の翌月1日厳守(土日祝の場合は翌業務日)です。

※ 各締切に間に合わない案件は、速やかに担当チームに連絡してください。

令和6年度入試に伴う臨時措置（駒場キャンパス）について

令和6年度大学入学共通テスト（令和6年1月13日（土）・14日（日））及び第2次学力試験（前期日程）（令和6年2月25日（日）・26日（月））の実施のため、次のとおり入構制限等の臨時措置をとることとする。

1 授業の休止

(1) 大学入学共通テスト

令和6年1月12日（金）は試験場準備のため、原則として授業を休止する。

(2) 第2次学力試験（前期日程）

駒場キャンパスにおける授業ならびに定期試験は終了しているため、この措置はとらない。

2 試験場区域

入試当日、試験場区域はパイロン等によって、その境界を明示する。

3 入構制限等

(1) 入構許可

試験当日は、「受験者」、「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」は入構できるが、その他の者の入構は禁止する。

なお、試験場区域においては、試験の妨げにならないよう静粛にすること。

(2) 「身分証明書等」の提示

入構に際しては、次のとおり「身分証明書等」を提示するものとする。

- ① 「本学教職員」・・・「職員証」
- ② 「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」・・・「学生証・研究生証」
- ③ 「特に入構を許可された者」・・・「入試特別入構証」

(3) 受験者の入構・出構は、大学入学共通テスト及び第2次学力試験（前期日程）とも、正門のみとする。

(4) 「本学教職員」、「研究のために特に入構を必要とする本学大学院の学生・研究生」及び「特に入構を許可された者」の入・出構は、正門（バレーコート脇含む）及び坂下門とする。

(5) 入試当日、西門・北門（野球場門）・裏門・炊事門・梅林門は閉鎖する。

4 備考

(1) 報道関係者等

報道関係者等は、腕章による識別ではなく、本学広報委員会の発行する「入試特別入構証」を所持する者のみ入構を認める（報道関係者の取り扱いは、本学広報委員会を通じて行う）。

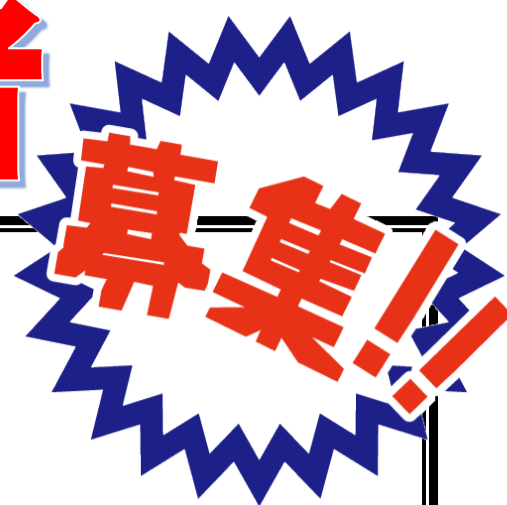
(2) 「入試特別入構証」の発行

「入試特別入構証」の発行手続きは、教養学部総務課総務チームで行う（報道関係者を除く）。

(3) その他

入試当日、車輛の入構は原則として禁止する。

# 令和6年度 共通テスト 監督補助者



**日程：** 令和6年1月13日(土)、1月14日(日)

**会場：** 教養学部試験場 (駒場キャンパス)

**対象：** 大学院学生 (本学総合文化研究科または数理科学研究科所属一正規生のみ)

**業務：** 「地理歴史、公民」「英語リスニング」「理科」問題冊子等の運搬・配布・答案回収、  
トイレ等一時退出者の対応や必要に応じた監督補助、  
受験上の配慮対象者が受験する試験室の監督補助 (注意事項等の文書伝達サポート)

**勤務時間：** シフトにより異なる

**謝金：** 1,400円 (1時間あたり。事務処理完了後、指定個人口座に振り込み)

**説明会：** 1月上旬にオンラインで実施予定 (約1時間、シフトbのみ約1.5時間)

※説明会は出席必須です (謝金あり)。日程は12月中にお知らせします。

**シフト：** 下記 a~b から選択 (12月上旬頃に確定シフトをお知らせします)

a,c,d,f,g は  
豪華お弁当付!



業務内容	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00		
1 3 日	地理 歴史 公民	a1 8:15 ~ 12:45																							
		a2 9:15 ~ 12:45																							
1 4 日	リスニング																	b 16:15 ~ 19:00							
		c 9:15 ~ 12:45										d 11:45 ~ 17:00													
1 4 日	理科													e1 14:30 ~ 18:30											
																				e2 15:30 ~ 18:30					
1 4 日	配慮対象者 試験室	f 8:15 ~ 13:00																							
												g 12:30 ~ 18:30													

**募集人数：** a1, a2, b は 20~50名 程度。

## 申し込み：↓ 下記「手続案内」の専用フォームから申請

※フォームには、「10桁 ID@utac.u-tokyo.ac.jp」と「パスワード (UTokyo Account と同じ)」によるサインインが必要です。

>> 手続案内 <<



※該当する方は、以下の書類の提出が必要です。

✓【留学生のみ】「資格外活動許可 (写)」または「在留カード (両面写し)」のいずれか  
→専用フォームより写真データで提出

✓【過去に本学へ提出したことがない方】「マイナンバーカード」「通知カード」「(マイナンバー記載の)住民票の写し」のいずれか  
→必ず紙媒体での提出

・勤務開始・終了時刻は、上記シフト表から若干の変更が生じる可能性があります。担当する科目の試験が終了するまでは勤務していただく必要があります。(超過勤務が生じた場合の謝金も支給されます)。

・受験者の受験科目によっては、募集を停止するシフトが発生する可能性があります。

・留学生が応募する場合、在学中かつ日本語が理解できることが資格条件となります。

・二親等以内に共通テスト受験者がいる場合、補助者の担当はできません。

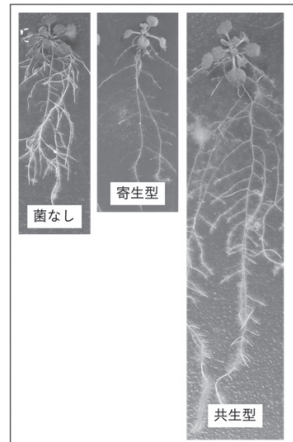
・複数のシフトを組み合わせる応募することが可能ですが、同一日に勤務時間帯が重複するシフトは担当できません。

問い合わせ：教養学部教務課前期課程チーム (アドミニストレーション棟1階3番窓口)

# 微生物が駆動する共生から病原と多彩かつ連続的な感染様式を支える分子機構の発見

書問 敬

我々生物は植物の光合成の過程で生じた糖などの炭素源を活用することで繁栄してきた。植物は周囲の微生物集団との共生関係を樹立することで、例えばリンや窒素といった必須栄養素を共生菌から受け取り栄養環境等での適応



植物に寄生する菌(寄生型菌)と共生する菌(共生型菌)が植物成長に与える影響

を果たしている。一方で、植物に害を与える病原菌も植物から栄養を搾取しようとする機がわかっており、しばしばそういった病原菌は作物生産に大被害を与えてきた。共生菌と病原菌は植物に実に対照的な結果をもたらすことから、大きく異なる存在として捉えられる傾向があり、実際に異なる研究領域でそれぞれの菌の研究が進められてきた。しかしながら、近年のシーケンサー解析技術の発達とともに、これまでは見過ごされてきた実に多様な微生物が植物と共棲していることが明らかになってきた。その過程で発見された微生物の中には宿主の遺伝背景を改変した場合や置かれた環境に応じて、時に共生菌として振る舞う、別の条件では病原菌として振る舞うなど、実に多様な宿主感染戦略を示す例も発見されている。以上からも、植物感染微生物は環境や植物の状況等で、実は病原から共生へと柔軟かつ連続的に自らを変化させるのが本質で従来のラベル化して両者を異なる存在として捉えるのは不適切ではない

かという素朴な疑問が生じる。一方で、単一の微生物がそのような柔軟な感染戦略を可能とする分子メカニズムはわかっていない。我々は、アブラナ科植物であるモデル植物シロイヌナズナから単離した糸状菌(カビの一種) *Colletotrichum tofieldiae* (Ct) がアブラナ科植物の根に感染し、リンが枯渇した環境では菌糸を介して植物にリンを供給し、植物成長を促すことを以前に見出ししている。今回、我々はCtの同種菌株を世界中から入手し、それが植物の成長に与える影響を調査した。その結果、予想通り、同種菌株のほとんどは、リンが枯渇した環境下で植物成長を促した。一方で、調査したCt株の一つは他の共生型のCt株とは異なりシロイヌナズナやコマツナの植物成長を著しく阻害する病原菌として振る舞うことを見出した。

そこで、共生型と病原型それぞれのCt株の植物感染中の遺伝子発現応答の比較解析により、この共生性と寄生性を分かつ分子基盤が同定できると着想し、網羅的な遺伝子発現応答解析を行ったところ、病原型のCt株感染時のみに植物のアブシジン酸(ABA)応答経路に関する因子が活性化し、植物のABA応答経路が病原型Ct株の植物生長阻害効果に必要であることが判明した。次に、なぜ、病原型Ct株の感染時のみに植物の乾燥ストレス耐性等にも重要なABA応答が活性化しそれがこの環境下では植物成長阻害につながってしまうかを調査するために、菌側の遺伝子発現応答解析を行った。その結果、ABA(もしくはその前駆物質や類縁化合物)と *botrydial* と呼ばれる二次代謝物の生合成を行うと予測された生合成遺伝子群が、病原型の特定のゲノム領域にまとまってクラスター化(ABA-BOT)しており、病原型Ct株が植物根に感染中に活性化することを見出した。一方で、共生型のCt株も同様のクラスターを有しているものの感染中に誘導されなかった。そこで、ABA-BOTに座するABA様合成酵素や *botrydial* 合成酵素を欠損した菌遺伝子欠損株を作成し、植物へと接種したところ、野生株では認められた植物のABA応答の活性化が認められなくなることを発見した。さらに、変異株に関してはシロイヌナズナの根にうまく定着できないことから、これらの合成遺伝子は病原型Ct株が植物の根に感

染するために必要であることが判明した。興味深いことに、本クラスターが活性化すると植物の根にスクロースなどの糖が高蓄積することから、菌は植物に糖を蓄積させ、それを感染に利用している可能性が考えられた。さらに、驚くべきことに、ABA-BOTが機能しなくなった変異体はリンが枯渇した環境で他の共生型Ct株と同レベルで植物の地上部成長を促した。この事実から、たった一つの二次代謝物生合成クラスターの有無が、共生と病原を分かつ要因であることが明らかになった。

最後に、ABA-BOTの活性化度合いは外部の温度変化に影響を受けることを発見した。具体的には、通常の生育温度である22度から26度へと温度を上昇させた場合に、該当クラスターの活性が認められなくなり、それに伴い病原型Ct株がリンの枯渇した環境下で植物成長を促す共生型へと変貌した。さらに、植物のリン枯渇応答を制御する転写因子が欠損したシロイヌナズナ変異体においては、26度であっても病原型Ct株はABA-BOTの活性化を通じて植物成長を阻害することが明らかになった。以上から、病原型Ct株は一日の中でも認められる温度変化や植物の遺伝的背景に応じてクラスターの活性化度合いを連続的に変えており、その連続的な発現変化が病原型Ct株の示す病原から共生と多彩かつ連続的な植物感染戦略を支



東京大学 教養学部  
The University of Tokyo, Komaba  
College of Arts and Sciences  
2023年12月1日  
発行：教養学部報委員会

1面  
微生物が駆動する共生から病原と多彩かつ連続的な感染様式を支える分子機構の発見 書問 敬  
教養学部報はサステイナブルか? 四本裕子

2面  
駒場をあとに 前田京剛  
送る言葉 塩見雄毅  
本の棚 森井裕一

3面  
駒場をあとに 星笠守之  
送る言葉 森元庸介

4面  
駒場をあとに 酒井哲哉  
送る言葉 川島 真  
時に沿って 栗井文康

## 学部報の行方1 四本裕子 教養学部報はサステイナブルか?

いて制御することで、共生菌も潜在的に秘めている病原性発現機構を抑制することが可能となり、将来的により安定的に植物成長を促す微生物資材として活用する術が得られることが期待される。また、今回同定したABA-BOTは活性化することで植物成長が阻害される負の一面はあるものの、植物組織に糖を蓄積させる有用形質も示していることが明らかになった。その制御機構を明らかにし改変することで、植物の成長を書きないう適切なタイミングで糖を高蓄積させた作物の生産にもつながることを期待している。(生命環境科学/生物)

所属部会のメールボックスに定期的に教養学部報が届けるが、いつも、読まずにリサイクルボックスに入れる。例外は、一面にお世話になった教員の退職の挨拶が掲載されている時だけなので、手にとって読むのは二三年に一回ということになる。今回、別のテーマで執筆依頼を受けたが、教養学部報はほとんど読まないし負担が大きいし紙の出版物は環境にもよくない。という理由でお断りしたところ、その理由を書かないかと提案いただき、普段は読まない教養学部報にこの文章を書いている。

教養学部報は一九五一年(昭和二十六年)に発行されたように、新聞が情報伝達の媒体として重要な役割を担っていた。この時代

に、教職員が執筆・編集して教養学部報を発行する意義は何なのだろうか? この新聞が情報共有の手段としてどれほどの効果を持っていたのだろうか? 私は読まないからどうでもいい。私は読まないから廃止すべき主張したいわけでは決してない。駒場の歴史の記録としての機能もあるだろう。ただ、時代が変わったことを認識し、ここで一度、その意義について議論できないだろうか。

そもそもその存在意義に加え、紙とインクと輸送に関わるエネルギーを使って、紙媒体で発行することの是非についても考える必要があるだろう。学内では他にも膨大な印刷物が飛び交っており、教養学部報が減ったことでカーボン排出量はさほど変わらなという考えもあるかもしれない。しかし、気候変動が人類一丸となって向き合わなければならないという問題となっている今、大学という場で無自覚にしているわけにはいかない。私が読まずにリサイクルボックスに入れる印刷物は教養学部報だけではない。諸々の学内広報、国内学会誌、出版社から送付される出版物のリストなどが統々と配達されてくる。紙の印刷物だけならまだいいが、ビニールに包まれている場合はそれを剥がして別々に捨てなければいけないので、毎回、小さくイラストして、自分が所属する学会に対しては、たびたび、完全電子化や希望者には印刷物を送らないというオプトアウト制度を提案してきた。オプトアウト制度を導入しても出版の経費が削減できるわけではないという問題はありますが、一部の学会では印刷削減の方向で議論が進んでいる。紙媒体の印刷物が未来永劫使われ続ける可能性は低く、遠く未来に移行可能なものは全

ひょんなことから着任三年目にして学部報委員会の委員長を務めることになった。毎月の集まりをこなす中で、この媒体のあり方について考えることが増えた。そんな折、原稿を依頼した四本先生から断りとともにその理由を丁寧に記したメールが届いた。学部報の意義を問いたたす言葉に頷かされたが、立場上そうも言っていないので、それを返してほしいと返信に添えたところ、それなら書きたいというリプライが返ってきた。委員会で審議にかけると、いつになく活発な議論が交わされ、委員の中にも様々な思いがあることを知った。そこでこれをきっかけに、学部報の行方を論じる投稿シリーズを始めると決めた。多々の声を聞かせていただきたい。(二〇二三年度教養学部報委員会委員長・中井悠)

て電子媒体に移行することになる私は予測している。完全オンライン化は、するしかないかではなく、いつするかの議論だと考えている。そもそも、教養学部報を読みたい人と読まない人の比率はどれほどだろうか? 紙に印刷されたものを読みたい人の比率はどれくらいなのだろうか? 毎回、どれほどの教養学部報が読まれずに廃棄されているのだろうか? 仮に二十ある記事のうち二つだけを読んで廃棄する読者がいる場合、それは紙に印刷して配布する正当な理由となり得るのだろうか? このような数字や議論に興味はあるが、回答者は教養学部報に関心の高い構成員に偏る可能性が高く、妥当性の高いデータを得るのは難しいかもしれない。何らかの形で構成員の意見を集約すると方向性が見えてくるかもしれないが、教職員アンケート疲れの理由を、ただで終わってしまうかもしれないという懸念はある。無いよりはあったほうがいい物はたくさんある。無くて困らないものを頑張って維持するのも大学の担うべき役割だと思ふ。しかしながら、無くて困らないものに割く時間は今の私には贅沢だ。そうした贅沢な業務(例えば、依頼された原稿の執筆)を、これまでは負担に感じながらもこなしてきた。そして、何とかしてしまおうので、まだできると思われてしまい、研究に使える時間がじわじわと減ってしまう。うまくバランスが取れていないのは私の能力不足であることは自覚しつつ、この原稿を執筆したのでしばらくは新しい執筆依頼がこないことを願って、ここで終わりにしたい。(生命環境科学/心理・教育学)

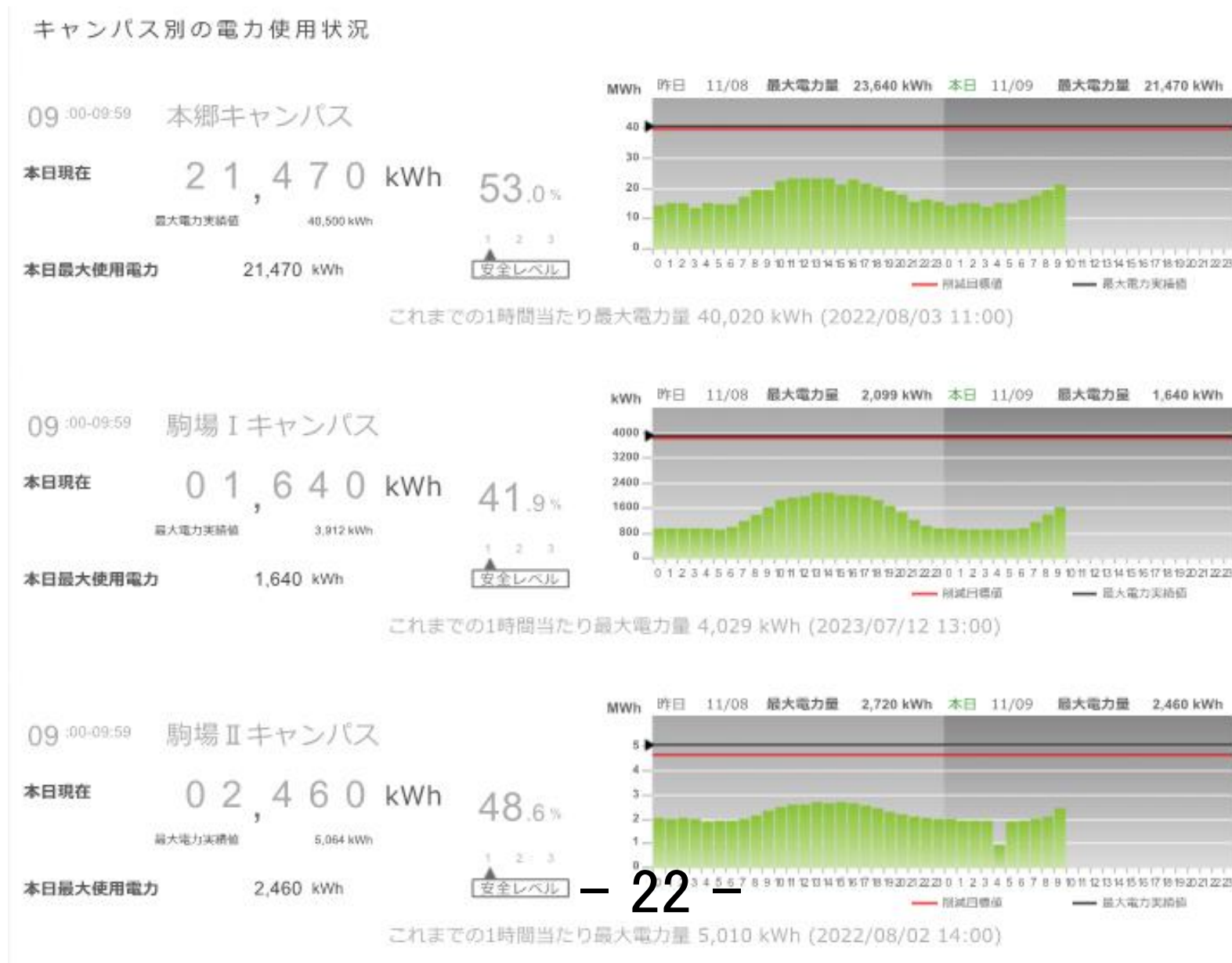
# 2023年冬 駒場 I キャンパス節電のお願い

## 背景

- ◆ 電気の基本料金は、  
1時間あたりの電力使用量の最大値に依存
- ◆ **電力使用量の約1/3が空調**によるもの
- ◆ 同量の電力を安く使うには、  
**ピーク電力を小さくする**ことが本質的  
→ ピークは7-8月の暑い日と冬の寒い日に来る

# (1) エネルギーの見える化 各部局でどれくらい使用電力があるのか

<https://ep-monitor.adm.u-tokyo.ac.jp/campus/monitor/>



(2) 夜間使用しない設備・実験機器のコンセントを抜く  
(ベース電力)

ベース電力が本学の電力使用量の約6割である。ベース電力を削減するために、夜間使用しない設備・実験機器のコンセントを抜き、待機電力削減を検討する。

(3) 実験機器の集約化（使用率の最適化）

実験機器の使用率が低い場合には複数台の実験機器を集約化し、使用率の最適化を図る様に検討する。

(4) 空調集中コントローラーによる切忘れ防止（スケジュール設定）

帰宅後に居室の空調が切忘れている場合があるため、集中コントローラーによるスケジュール管理を実施し、特定時間で電源を切る様に検討する。

以下は、細かいことですが、節電に有効な事柄です。

- ①不要な照明はOFF
- ②暖房は帰宅30分前にOFF
- ③エアコンフィルターの清掃
- ④シーズン前の空調機の洗浄
- ⑤暖房時の室温は22℃が目安
- ⑥ディープフリーザー（-80℃）の年間電気料金：約22万円
- ⑦冷蔵庫内の定期的な整理
- ⑧冷蔵庫の設定温度

また、今夏に引き続き、各講義室の空調については下記の運転制御を行い、節電を図ります。

※設定温度は原則として22℃に設定

例1) 予約が入っていない日は終日OFF

例2) 使用予定が1限と5限のみの場合は、10:30～16:00までOFF

例3) 使用予定が2限と5限のみの場合は、12:30～16:00までOFF

例4) 使用予定が1限と6限のみの場合は、10:30～17:00までOFF

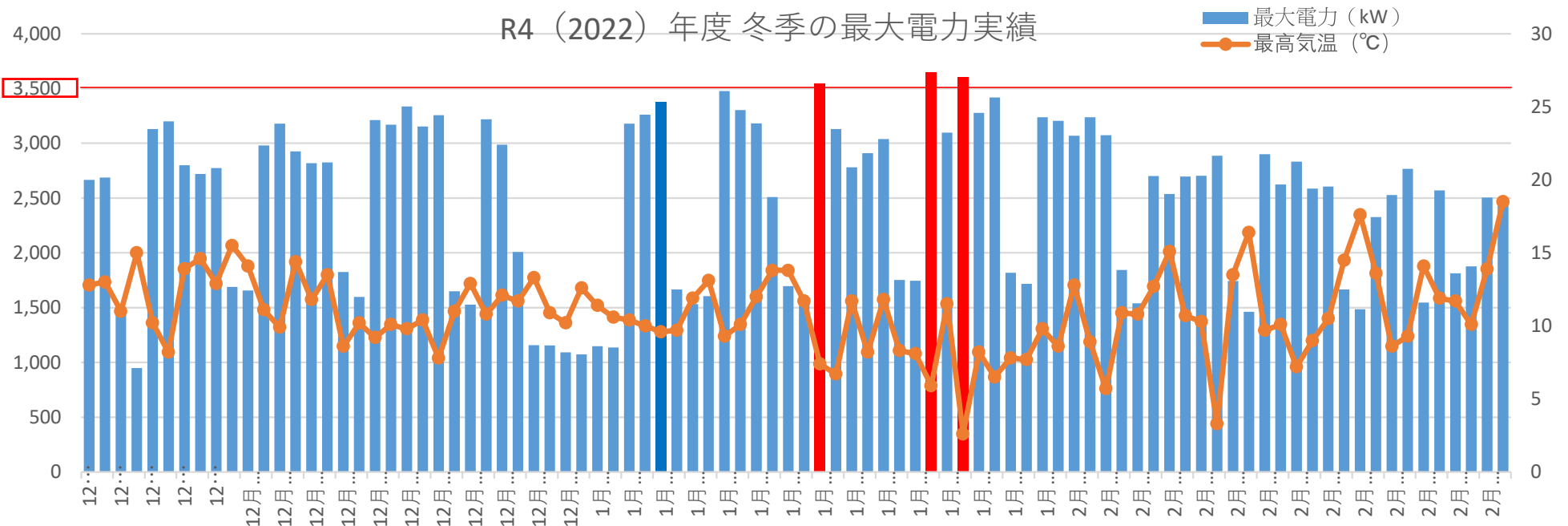
例5) 使用予定が2限と6限のみの場合は、~~12:30~~12:30～17:00までOFF

冬季の特徴として、以下のような傾向があります。

- (1) 暖房の使用により使用量の高い日が多い。
- (2) ピーク電力は全体的には夏季に比べて低い傾向にあるが、次の2点に該当する日は、高くなる傾向がある。

- ・ **当日の最高気温が5℃未満の日**
- ・ **月曜日（土日で建物が冷え切っているため暖房に係る電力消費量が増える）**

日常的な温度設定等や、上記に該当する日については、特に協力をお願いいたします。



R4 (2022) 年度冬季において、最大電力 (kW) が多かった (3,500kWを上回った) 日は3日。

- ・ 1月16日 (月) 当日最高気温 7.4℃
  - ・ 1月23日 (月) 当日最高気温 5.4℃
  - ・ 1月25日 (水) 当日最高気温 2.6℃
- 週の初めは土日で建物が冷え切っているため、空調機の電力使用量が増加する傾向。  
→ 最高気温が5℃を下の25と要注意。

※R3 (2021) 年度は最高気温が2.4℃の日に契約電力を超過

# AL

# NEWSLETTER

アクティブラーニングニュースレター

Volume 9, No. 3  
December 2023

## ～ 目次 ～

- ◆ アクティブラーニングニュースレター(p.1)
- ◆ アクティブラーニングとは？ (p.1)
- ◆ EX 部門アクティブラーニング関連プロジェクト活動報告
  - ・ アクティブラーニング型授業モデルの開発(p.1)
  - ・ ワークショップの開催(p.2)
- ◆ お知らせ
  - ・ 統合報告書 2023～IR Cubed～での取り組み紹介(p.4)

## ◆ アクティブラーニングニュースレター

学習効果を高める方法の一つとしてアクティブラーニングがあります。アクティブラーニングは駒場アクティブラーニングスタジオ (KALS、東京大学駒場キャンパス 17号館 2階) といった特別な設備があるところで行うこともありますが、通常の教室でも行えます。授業の一部にアクティブラーニングをとり入れる際に、参考になるように、本ニュースレターでアクティブラーニングのさまざまな方法や関連する話題をお知らせいたします。気になる記事がありましたら、東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 Educational Transformation(EX)部門 (旧アクティブラーニング部門と初年次教育部門・自然科学教育高度化部門が統合する形で 2023 年 4 月に新設) までお問い合わせください。(若杉)

## ◆ アクティブラーニングとは？

アクティブラーニングとは、データ・情報・映像などのインプットを、読解・ライティング・討論を通じて分析・評価し、その成果を統合的にアウトプットする能動的な学習のことで、

講義でのインプットに対して、試験や課題でアウトプットすることは普段から行われていると思いますが、それだけで深い理解を獲得させるのはなかなか困難です。アクティブラーニングでは、その途中で読解・ライティング・討論など、学生が中心になって行う活動を取り入れることにより、より深い理

解を獲得させるものです。一人で読んだ時は気がつかなかった視点を他の学生の見方から知ったり、他の学生の発表に質問することでより広がりをもって問題を捉えることができるようになります。

単に討論をすればアクティブラーニングになるわけではなく、どのように進めれば有効かについてさまざまな知見があります。このニュースレターでは、そのような方法をいくつか紹介していきます。(若杉)

## ◆ EX 部門アクティブラーニング関連プロジェクト活動報告

2023 年 4 月に発足した EX 部門においても、旧アクティブラーニング部門のプロジェクトを継続して取り組んでいます。2023 年度のこれまでの取り組みを紹介します。

### アクティブラーニング型授業モデルの開発

アクティブラーニング型授業のモデル開発として、2023 年度 S セメスターは 2 授業を開講しました。各授業の概要やアクティブラーニング型授業モデルについて得られた知見を簡単に紹介します。

## (1) 全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習: SDGs を学べる授業をつくろう

この授業の開講は 4 年目になります。授業の目的は、SDGs について高校生が効果的に学べるオンライン授業を設計して見ることで、SDGs についての自身の学びを深めることでした。授業の進め方は昨年度と同様でした。

一方、グループで設計した授業を発表する中間発表、最終発表では、Google フォームとスプレッドシートを用いた相互評価フィードバックツールを使用しました。グループごとの発表に対して、受講生一人ひとりが Google フォームで評価を行います。たとえば、グループが設計した学習目標は授業設計の理論に基づいたものになっているか選択式で回答したり、良い点・改善したほうがよい点を記入したりします。その評価 (回答) は、教員の Google Drive のスプレッドシートに送信されます。スプレッドシートに記入されたフォームの内容を、グループごとに閲覧可能なスプレッドシートに自動転記されるよう

設定します。これにより、受講生どうしの相互評価を電子的に即時に発表者にフィードバックすることができます。詳細はいずれウェブサイトで紹介しようと思います。

学期末の学生の感想では、「授業前は SDGs をなんとなく『いいもの』として捉えていただけだったけれど、授業を通じて SDGs について学び考えていく中で、SDGs の背景、意義や課題、いいところや不十分などところについて考えを巡らせ、考える対象としての SDGs を捉えることができるようになったと思います。」「SDGs に関する知識や興味はかなり増えました。授業を受ける前から SDGs に少し興味を持ってはいたのですが、当時は SDGs のよいところばかりを探そうとしていたような気がします。この授業を受けることで SDGs の課題にたくさん気づくことができ（特に包括できていない問題がある、というのは私にとって新たな発見でした）、自身の視野の狭さを痛感するとともに、SDGs についてもっと知りたいという気持ちになりました。」などが見られました。（中澤）

## (2) 全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習: 未来の学びを考える【文献講読編】

昨年度 S セメスターに引き続いて、今年度 S セメスターも開講しました。授業の流れは昨年度と大きく変わらず、教育・学習に関する文献を読み、文献の内容や自身の経験の意味を理解した上で、「10年後の未来の学びがどうなるか」について自分なりに考えることを目的としました。

昨年度と変更した点は、まず、最終成果物です。昨年度は、「10年後の未来で誰が、どこでどのように学んでいるか」の内容とその理由・根拠を 600～900 字以内のレポートで執筆してもらいました。今年度は、「10年後の未来で誰が、どこでどのように学んでいるか」の内容とその理由・根拠を実際の場面を説明する物語の形式でまとめてもらいました。物語で示してもらったほうが、考えている学びの場面をより具体的に知ることができると考えたからです。実際の学生の最終成果物を見ると、昨年度よりも生き生きとした学びの場面を感じることができました。

次に変更した点は授業方法です。具体的には、生成 AI を授業に取り入れました。前号 (Vol.9, No.2 <https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/publication/#newsletters>) で紹介した活用事例①、③は、この授業で行ったものです。事例③で紹介した生成 AI の使用について学期末に尋ねたところ、「色々と文献で知識を入れ、学生の知識量がほぼフラット（一定化）された上で、GPT を使い、その内容について議論できたことで、GPT の言う内容への理解や議論がとて深まったと感じる。GPT の活用だけでなく、きちんと文献等で情報のインプットをすることも重要だと感じた。（原文ママ）」などの感想がありました。一方で、「今セメスターに関しては、ChatGPT の完成度の問題もあって思考の手助けになった感はあまり強

くないが（略）」という感想もありました。授業での効果的な生成 AI の活用について、さらに検討したいと思います。（中澤）

## ワークショップの開催

学内外へのアクティブラーニングの普及を目指して定期的にワークショップを開催しています。2023 年度はこれまでに 3 つのワークショップを開催しましたのでご報告します。

### ワークショップ「第 4 回東大生がつくる SDGs の授業」（2023 年 9 月 3 日）

本ワークショップは、先述の全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習「SDGs を学べる授業をつくろう」を踏まえて開催したものです。授業の中で特に優れた授業案を設計した学生が、高校生を対象とした授業を実施するものです。2020 年度から開催しており、今回が 4 回目の開催となりました。当日は、6 名の高校生が画面越しに集いました。

### 受講者代表による授業「SDGs in Japan～企業にできることはなんだろう～」（平野沙也加 教養学部 2 年）

一つ目の授業は、SDGs 達成に向けた企業の取り組みについて考えることを中心に据えたものでした。まず、参加者はクイズや概説を通じて日本の SDGs 達成状況を確認した後、具体例を交えながら日本企業の取り組みや SDGs ウォッシュ問題について学びました。続いて、自身が企業の一社員となったことを想定し、「製造業」と「小売業」の 2 グループに分かれて、SDGs の目標 12～15 にアプローチできる取り組みを考えるグループワークを行いました。

### 受講者代表による授業「SDGs マスターへの道～“達成”に向けてできることを考えてみよう～」（大石菜月 教養学部 1 年）

二つ目の授業は、SDGs の“達成”をひとつの側面として取り上げたものでした。授業内では、①SDGs “達成”について自分の言葉で説明できる、②“達成”に向けて自分たちにできることを考える、という 2 つの目標を達成するべく、講師からの講義の後、参加者がそれぞれ考えた“達成”に近付くために、グループで自分たちにできることを話し合い、それを全体で共有しました。

授業を実施した学生からは、実施後に次のような感想が寄せられました。

一から授業を組み立て、さらに実践するというのは初めての経験で、準備段階から本番に至るまで様々な失敗や苦労もありましたが、無事に授業

を完成させることができ嬉しく思います。参加人数はあまり多くはなかったものの、その分、グループワークやアイデア共有が積極的に行われた印象があり、参加者同士が密に交流することができるワークショップになったのではないかと思います。

私自身、「このトークテーマは難しすぎるかも…」「まとまりのある話し合いができるかな」など不安を抱えつつのワークショップだったのですが、いざ蓋を開けてみると、参加者の皆さんが高い意欲と発想力でたくさんの魅力的なアイデアを出してくださって安心しました。この授業を通じて、SDGs への関心を高め、自分も SDGs 達成に貢献できる社会の一員なんだ！という自覚を持っていただけていたら幸いです。(平野沙也加)

「授業はひとつのストーリー!」。S semester 開講された、全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習「SDGs を学べる授業をつくろう」を受講した際に私が学んだことの一つです。授業準備では、このストーリーをつくるということに最も頭を悩ませました。講師としての自分の頭の中では授業の自然な流れができているつもりでも、参加者の目線で授業を見直すと、飛躍があって分かりづらい。授業内で伝えたい知識や技能だけでなく、それらをいかにストーリーとして構成するか、ということも、授業には必要不可欠なことだと気付きました。

ストーリーをつくるなかで、「このワークでは参加者はどんな意見を出すだろう?」と想定する必要がある場面もありました。いくつか想定していたのですが、実際に授業内で参加者同士のグループワークを覗いてみると、私が想定していた答えを遥かに超える質と量の意見がたくさん出ていて、私自身も大変勉強になりました。講師としても学習者としても、貴重な学びの機会を得ることができ、非常に嬉しく思います。(大石菜月)

参加者の高校生からの反応も肯定的なものが多く、授業を実施した学生の感想とあわせて、「教えることで学ぶ」という授業・ワークショップの所期の目的が一定程度達成されていることがうかがえてうれしく思います。一方、今年度は参加者数が少なかつたため、開催形態の変更を含め、来年度に向けてさらなる改善に向けた検討を進めていく所存です。参加者は高校生ですが、教員の見学も受け付けておりますので、是非一度様子をご覧くださいませと幸いです。(中村)

駒場アクティブラーニングワークショップ「アクティブラーニングで生成 AI を活用する」(2023 年 9 月 8 日)

東大で授業を担当されている先生方を対象に駒場アクティブラーニングワークショップ「アクティブラーニングで生成 AI を活用する」を開催しました。当日は、14 名の方が参加されました。

東京大学では「AI ツールの授業における利用について」(<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/docs/ai-tools-in-classes>)が公表されており、授業における生成 AI 利用の注意点がまとめられています。生成 AI の授業での利活用は、こうした方針を踏まえながら行うことが求められます。本ワークショップでは、「生成 AI」を取り上げ、こうした方針とアクティブラーニングを効果的に進めるポイントを踏まえた上で、学習を深める生成 AI の活用を検討することを目的としました。

ワークショップの趣旨説明や参加者どうしの自己紹介を行った後、生成 AI の概要(定義、生成 AI サービスの特徴)と文部科学省や東京大学での対応方針のミニレクチャーを行いました。また参加者が実際に生成 AI を操作するワークに取り組み、生成 AI サービスごとの特徴を把握したり、得られた回答例の共有を行いました。次に、一般的な授業デザインの方法のミニレクチャーを踏まえて、参加者が自身の授業について学習目標・評価方法・学習内容を検討しました。休憩を挟んだ後、アクティブラーニングでの効果的な生成 AI 活用のポイントと、生成 AI 活用事例のミニレクチャーを行いました。活用事例では、4 つの活用方法が紹介されました。その後、それまでのレクチャー内容を踏まえて、先ほど考えた自身の授業をアクティブにする方法と生成 AI の活用を参加者が検討しました。また検討した内容をグループで共有し、互いにコメントしました。最後に、ワークショップのふり返しとして、ワークショップを通じて新しく知ったことを書き出して共有してワークショップを終えました。



ふり返しワークの様子

ワークショップ後のアンケートでは、「本ワークショップで学んだことを自分の授業準備・実施で活用できると思う」という質問に対して、まったく当てはまらない〜かなり当てはまるの 5 件法で尋ねたところ、14 名中 10 名がかなり当てはまる、4 名がまあまあ当てはまると回答しました。

一方、「本ワークショップによって、今後の授業への不安が軽減された」については、かなり当てはまる 3 名、まあまあ当てはまる 9 名、どちらとも言えない 2 名の回答でした。アクティブラーニングや

生成 AI の活用に関する不安はすべて解消されたわけではないと思いますし、今後もワークショップの開催やウェブサイトなどを通じて、アクティブラーニング、生成 AI の活用について情報を提供していければと思います。（中澤）

## 第7回模擬国連ワークショップ（2023年9月21日）

本ワークショップは、全学自由研究ゼミナール／高度教養特殊演習「模擬国連で学ぶ国際関係と合意形成Ⅰ・Ⅱ」（2023年度はⅠ・ⅡともにAセメスターに開講）を踏まえて開催したものです。学内外の大学・高校教員を対象として2019年度から実施しており、今回が7回目となりましたが、27名の参加者が画面越しに集いました。

ワークショップは2部構成としました。セッション1「模擬国連導入事例から学ぶ」では、模擬国連の概要と本学教養学部の授業への導入例について中村からお話しました。「模擬国連は学びのフルコース」だといわれることもある程学ぶことが多岐にわたる手法であるがゆえに、導入目的を明確化し、それを受講者に伝えたいという点で実施する必要があるという点を特に強調しました。



### 1.1. 模擬国連の流れ

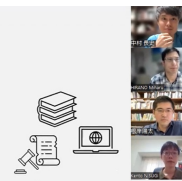


#### セッション1の様子

セッション2「模擬裁判導入事例から学ぶ」では、平野実晴先生（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部）、根岸陽太先生（西南学院大学法学部）、二杉健斗先生（大阪大学国際公共政策研究科）から、模擬裁判を授業に導入する場合の留意点について具体例とともにご紹介いただきました。勝敗がつく裁判を模擬の対象とする以上、（合意形成に向けて論理のみならず妥協も重視する模擬国連とは異なり）法的論理の構築が最重要だとお話になったのが印象的でした。セッション1で紹介した模擬国連との異同を意識しながら模擬裁判についてご紹介いただけたことで、各人の導入目的や環境に合った「Taylor-madeの模擬国連／模擬裁判」を目指そうという本ワークショップの趣旨が一層クリアになったように思われます。

#### 国際法模擬裁判大会の特徴

- ・ 法的な論証の中身まで自分達で考え抜く
- ・ Cf 裁判手続をなぞる“裁判劇”
- ・ Cf 証拠調べや証人尋問重視の“高校生模擬裁判”
- ・ Cf 外交を模擬する“模擬国連”



#### セッション2の様子

中村は学部生時代に模擬国連を経験し、現在はそれを授業に活かしていますが、3名の先生方もまた学部生時代に経験した模擬裁判を授業に活かされているとのことでした。これまで模擬国連と模擬裁判との交流は必ずしも盛んではありませんでした、鍛えられる知識・技能が似て非なることから、今後は連携して教育に当たればと考える次第です。

参加者からは、「模擬国連や模擬裁判についてあまり知らなかったが、両者の違いや目的、準備や実際の流れなどを具体的に知ることができてよかった」、「模擬国連は『フルコース』であるがゆえに、導入目的を明確化し、優先順位をつけながら準備をすすめていく大切さを学ばせていただきました」「改めて、模擬国連は魅力的な取り組みだと感じましたので、参加する生徒のサポートを最大限できるように、私もさらに勉強しようと思いました」といった声をいただきました。こうした声を励みとして、次は2024年3月に第8回を実施する予定です。（中村）

#### ◆ お知らせ

##### 統合報告書2023～IR Cubed～での取り組み紹介

アクティブラーニング型授業モデル開発として開講している全学自由研究ゼミナール/高度教養特殊演習「SDGsを学べる授業をつくろう」と、受講生の成果報告の場であるワークショップ「東大生がつくるSDGsの授業」が「統合報告書2023～IR Cubed～」(<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-relations/IRIR.html>)で紹介されました。ぜひご覧ください。

（奥付）

- 発行年月日：2023年12月15日
- 発行：東京大学 大学院総合文化研究科・教養学部 附属教養教育高度化機構 EX 部門  
若杉桂輔・中澤明子・中村長史
- 連絡先：dalt@kals.c.u-tokyo.ac.jp
- Webサイト：https://dalt.c.u-tokyo.ac.jp/

令和 年 月 日

## スプリット・アポイントメント申請書

部 局 長 名 : 大学院総合文化研究科長

フリガナ	カンシャ ヤスキ		
氏 名	菅 蔗 寂 樹	職 名	准教授
生年月日 (年齢)	昭和53 (1978) 年 6月26日 (46歳)		
スプリット・アポイントメントを適用する営利企業の情報	営利企業の名 称	ダイキン工業株式会社	
	営利企業の事業内容	「空調」「化学」「フィルタ」を柱に多彩な製品とサービスをグローバル市場で展開	
	従事する職名	主任技師	
	従 事 場 所	ダイキン工業テクノロジー・イノベーションセンター	
	従事内容及び責任の程度	ダイキン工業のサービス・商品に適用するための技術開発リーダー	
	本学との利害関係の有無	共同研究：有	
期 間	令和6 (2024) 年4月1日～令和7 (2025) 年3月31日 (更新) (前期間：令和5 (2023) 年4月1日～令和6 (2024) 年3月31日)		
業務割合及び報酬額等	本 学：80%	適 用 給 与	教(一) 一年俸制
	営利企業：20%	給与の支給方法	個別一括
	営利企業の業務に連続して1月を超える期間従事する場合の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
研究成果の取り扱い	原則として、それぞれの機関における業務の結果生じた研究成果の取扱いは、それぞれの機関の規則によることとし、疑義が生じたときには協議のうえ決定する。		
①目的に合致することへの具体的説明 (本学の研究力強化、営利企業との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東京大学としての社会的貢献)	当該教員は産業プロセスの省エネルギー化において多くの研究開発実績を有する。また、所属する総合文化研究科附属国際環境学教育機構においてエネルギー問題のみならず大気や水環境の改善技術の研究開発を実施している。ダイキン工業株式会社は空調機メーカーとして世界トップシェアである。本スプリットアポイントにより、両者は世界最先端の空調機器や空気環境計測・制御技術の知見を共有することができる。これらの知見は、快適性の新規基準の設定およびセンシング技術に関する研究の深化・促進につながり、省エネルギー技術の研究開発や大気環境改善の研究基盤となる。ダイキン工業株式会社はメーカーということで社会のニーズに即座に対応が求められる。そのため、当該教員も昨今のコロナウイルスへの対応を考慮して換気と省エネの両立を目指すことや、さらには空気清浄機との連携した空調技術の開発といったこれまで検討していなかった分野についての研究開発にも携わっている。また、当該教員が実際に実験サイトとなる建物を訪問し、検討内容の説明のみならず、天井裏や床下にある		

	<p>空調配管の構造の確認も行うといった機会を得た。さらには、ダイキン工業株式会社の欧州子会社であるダイキンヨーロッパ社の工場(ベルギー王国オステンド工場)を訪問し、実際の製造現場と研究開発施設を見学するとともに、現場の職員と意見交換を行う機会を得た。日本とは異なるヨーロッパの政策と、その政策に向けた取り組みや対応方法を学ぶ機会を得ることができ、今後、それらの知識を自身の国際環境学の研究に反映させていくことも期待される。特に、当該教員がこれまで主として来た産業部門の検討をダイキン工業が得意とする業務や家庭部門に拡張して検討することで社会全体、さらには、地球規模の研究開発につなげることができる。また、これらの知識や実施してきた研究成果を、本学の教員と共有することで、本学全体の研究基盤の強化を図る。実際、令和3年1月からのスプリットアポイントメント期間において当該教員がダイキン工業の空調機に使われている制御手法や運転時の問題点などを技術者より直接的に学ぶとともに、当該教員が有する最新の制御運転手法やデータ解析手法をダイキン工業技術者に指導し、お互いの検討水準の強化を図ってきた。さらには、営利企業との連携という強みを生かし、研究成果の社会実装を促進することができる。実際、空調営業本部や外部の調査会社などとの会議にも参加して、製品の販売や顧客へのサービスまでを視野に入れた研究開発を進めている。この間において東京大学の技術を基盤に東京大学とダイキン工業株式会社の共同でセンシング技術に関する特許出願を行った。さらには、ダイキン工業株式会社内において携わった課題についても特許を出願するとともに更なる成果発表の可能性も検討している。今後、それらの技術を実機に導入するための検討も進めている状況にある。長期的には、本学とダイキン工業の更なる人的交流の強化および相互の技術的な連携・協力にもつながるといえるが、東京大学の学生や研究員がダイキン工業株式会社を実際に訪問する機会を設けること、当該研究員が所属する国際環境学教育機構のフィールドワークの講義をダイキン工業株式会社の協力のもと行うことの可能性についての検討を当該教員が中心となって引き続き進めている。それらの取り組みの一環として、2023年度には、実際に、当該教員の指導学生のうち修士課程の学生を約3か月間、当該教員が所属するダイキン工業株式会社テクノロジーイノベーションセンター内の別のグループにインターンシップとして派遣している。</p>
<p>②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることへの具体的説明 (本学教員の勤務割合が50%未満の場合は、別紙に記載)</p>	<p>当該教員の教育研究活動については、担当講義数(演習等も含む)を軽減するとともに学内諸業務の質的軽減に努める。そのための代替講義担当者や事務職員は当該教員所属の総合文化研究科附属国際環境学教育機構に対して手当とする。実際に、この手当により国際環境学教育機構では専任の助教を雇用している。部局の研究教育と運営については、エフォート率20%に相当する講義担当者および事務職員を確保することによって、部局全体での教職員と各種業務の割り当て見直しを行う。</p>
<p>③部局において利益相反に関する管理が適切に行われることへの具体的説明</p>	<p>東京大学利益相反ポリシーに基づき、総合文化研究科利益相反アドバイザー機関が、当該教員の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、必要な助言、指導及び定期的な確認を行うなど適切な利益相反マネジメントを行っており、当該教員と当該営利企業とのスプリット・アポイントメント及び共同研究については、利益相反アドバイザー機関において利益相反のおそれがないことを確認している。万が一、利益相反が生じる事由が発生するおそれがある場合は、総合文化研究科長と相談のうえ、東京大学利益相反マネジメント委員会規則に従い、東京大学利益相反マネジメント委員会の助言又は指導を仰ぐとともに、必要に応じて教授会にはかり、適切な利益相反マネジメントを行うものとする。</p>

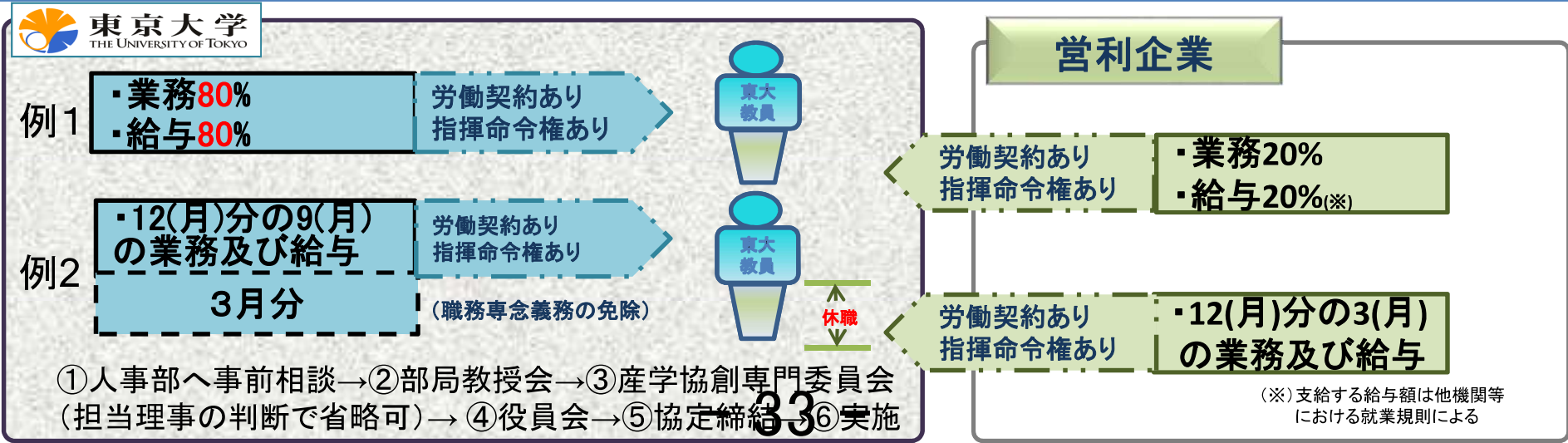
④本学教員としての倫理が保持されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の目的を遵守するとともに、教職員倫理規定、情報倫理規定及び研究倫理に関する諸規則を遵守する旨が協定書に規定されるので、本学勤務中は本学の教職員倫理規定の適用を受ける。つきましては、スプリット・アポイントメントに影響されることなく、本学教員としての倫理は保持されることとなる。
⑤その他職務の公正性、透明性及び信頼性が確保されるものであることへの具体的説明	ダイキン工業と本学における「産学協創協定」の元で行われるスプリット・アポイントメントであり、本学での業務とダイキン工業での業務については、業務内容と業務時期がそれぞれ明確に定められ、協定書において明文化される。また、守秘義務についても協定書に規定されるので、職務の公平性、透明性及び信頼性は問題なく確保される。
特記事項	スプリット・アポイントメント期間は、ダイキン工業との産学協創協定満了を越えない範囲において、単年度ごとの更新とする。 教授会承認日：令和 年 月 日

※年齢は、スプリット・アポイントメント開始年度における年度末年齢

本件担当：本部人事企画課人事制度チーム

# スプリット・アポイントメント制度

- ・本学の研究力強化、営利企業との連携・協力による本学の研究基盤の強化、本学教員の研究の一層の発展並びに東大としての社会的貢献が目的
- ・部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであることを明確に説明できることが前提。そのうえで、次の全ての要件を満たすことを条件とし、その具体的な説明を申請書に記載（部局教授会での厳格な審査が一層不可欠）
- ①本学のスプリット・アポイントメント制度の目的に合致するものであること。
- ②部局が責任をもって支援し、当該教員の教育研究活動及び部局の研究教育と運営が支障なく遂行できるものであること。（本学の勤務割合（エフォート）が50%未満の場合は特に詳細な説明を求める）（本学教員に適用する場合のみ）
- ③部局において利益相反に関する管理が適切に行われること。
- ④本学教員としての倫理が保持されるものであること。
- ⑤その他職務の公正性、透明性及び信頼性が確保されるものであること。
- ・役員会の承認を経て、営利企業と当該部局において勤務割合等を定めた協定を締結
- ・本学教員（教授・准教授・講師）と営利企業における身分を併せ有して、それぞれの業務に従事
- ・スプリット・アポイントメントの期間は原則として1年を限度、役員会の承認を得た場合は更新可能
- ・役員会での審議に先だて、「産学協創専門委員会」が中立的な立場で精査し、役員会に対して意見を具申（本学教員に適用する場合のみ。担当理事の判断で省略可）
- ・承認にあたっては、本学の教育研究の発展に寄与する場合であって、①本学と当該他機関等との間に利害関係がないこと又はその発生のおそれがないこと、②営利企業の経営又は営業に直接関与しないこと、③「東京大学教職員兼業規程」、「東京大学教職員兼業規程の運用について」及び「東京大学教員の役員等兼業に関する取扱いについて」に照らして審議
- ・営利企業との勤務割合に応じた給与をそれぞれの機関から支給（双方の給与額を合算し一方の機関から一括で支給することも可）
- ・本学における給与は、年俸制、教（一）のいずれの選択も可
- ・営利企業における業務に従事する期間を一定期間（1月を超える期間）連続することも可能（この期間は休職期間とし（無給））
- ・勤務割合によって生じる人件費差額分を、若手教員の雇用の安定化（本制度の適用終了後も継続雇用するものに限る。）のための財源に充当することを希望する部局は、要相談



## バフワーン会長寄付建物 WG 最終報告

2023 年 12 月 18 日

バフワーン会長からの寄付による建物建設について、今年度、これまで3回のWGを開催し、検討を行ってきた。これまでの経緯に基づいて、正門横バレーコート跡地および坂下門近辺に、貸出スペースを含めた2,000 m<sup>2</sup>程度の建物を建設することを検討してきたが、貸出先の選定や、維持管理費の安定性などについての不安意見が出された。また建物に複数の機能を含有させることにより、建物のコンセプトが希薄となることや、駒場に対するメリットが明確でなくなるとの懸念も出された。また建設候補地についても、体育施設の維持、自然環境や歴史的景観の保存の観点から意見が出されている。

昨今、大学の施設整備費補助金による新築は非常に困難になってきている。また現在、駒場のスペースは逼迫しており、新たなプログラムやプロジェクトに貸し出すことの出来る研究科長室管理スペースは全くないのが現状である。かつての状況とは異なり、研究教育のためのスペースはギリギリの状況であるといえる。今後、新たな建物を建築するためには寄付などの外部資金を得なければ事実上不可能である。従って、今回の新建物建築を目的とした11億円の寄付は、駒場にとっては千載一遇の機会であるといえる。一方、近年建築費が高騰していること、寄付金および建物スペースの2割を本部に供出しなければならないこと、建築後の継続的な維持費を獲得する必要があることなどから、当初の建築計画の再考が必要であることが明らかとなり、本WGにおいて再検討を行った。尚、本寄付金は新建物建設を目的としたものであることから、目的外の使用については考慮しないこととした。

以上の経緯から、検討の結果、本WGとしてはバフワーン会長からの11億円の寄付金をいかに効果的に活用できるか、どのような建築であれば駒場にとって有意義なのかという実現可能性の観点から、建築規模を縮小して、バフワーン会長の寄付趣旨であるバフワーン文庫およびアジア・アフリカ研究センターに特化した研究施設を建築することを提案したい。建物の総床面積は1100 m<sup>2</sup>程度（12m×30mの3階建）とすることで、建築費を8億円程度に抑える。これにより建物のコンセプトを明確化できる。またこれまでの駒場にはない地域研究拠点を設けることで、既存のアメリカ研究センターならびにヨーロッパ研究関連施設との連携のもと、おおむね世界全体の地域研究をカバーするようなバランスの取れた国際研究が可能となることから、駒場へのメリットも明確となる。また駒場が負担する維持管理費は1000万円程度と試算されるが、本費用は現在の中東地域研究センター（UTCMES）を中心に安定的かつ継続的に負担することができる。

建設候補地については、第3回WGの段階では3案を提示したが、その後、バレーコート東端案については体育施設の維持的見地から、坂下門案については環境保全の観点から異議が出されたため、これらの案については除外して、102号館南側を第1候補として検討することとした。102号館南側土地における建設は、伐採しなければならない樹木の本数も制限でき、また102号館の目隠し的な役割も果たすこと

が出来る。また、懸念されている自然湧水への影響も排除でき、さらに駒場東大前駅西口からのバリアフリーでのキャンパス内への導線が確保できる。尚、樹木の伐採については、本部の植栽委員会での審議を行うとともに、樹木の総量保全を行う。また、建築に当たっては、キャンパス計画室会議ならびにキャンパス計画室駒場地区部会においても、検討・審議を行う。尚、敷地面積を考えれば、上記以外の土地も建設候補地と出来るものと考えられる。建設は2～3年後の着工を目指すことから、具体的な建設地については慎重に検討しながら、建設計画を前向きに進めることとする。尚、建物の建設にあたっては、学生や近隣住民からの意見聴取も行う。周囲の環境保全に十分配慮するとともに、震災や気候変動、また湿度対策などに対策を施した設計を行う。さらにフリーファサードを採用することにより、自由な外装デザインを可能にする。

以上について、寄附者であるバフワーン会長の合意が得られれば、具体的な建築計画を策定することとしたい。

令和5（2023）年 12月 21日

総 長 殿

総合文化研究科長	真船	文隆
医学系研究科長	南學	正臣
工学系研究科長	加藤	泰浩
農学生命科学研究科長	中嶋	康博
教育学研究科長	勝野	正章
薬学系研究科長	三浦	正幸
数理科学研究科長	齋藤	毅
新領域創成科学研究科長	徳永	朋祥
情報理工学系研究科長	須田	礼仁
情報学環長	山内	祐平
医科学研究所長	中西	真
生産技術研究所長	岡部	徹
定量生命科学研究科長	白髭	克彦
先端科学技術研究センター所長	杉山	正和
未来ビジョン研究センター長	福士	謙介
情報基盤センター長	田浦	健次朗

## 連携研究機構変更申請書

東京大学連携研究機構規則第6条の規定に基づき、下記のとおり連携研究機構の変更を申請致します。

### 記

連携研究機構の名称：スポーツ先端科学連携研究機構

変更の内容及びその理由：（内容）機構長の変更

変更前：中澤 公孝

変更後：野崎 大地

（理由）機構長の辞任（令和5（2023）年11月30日）に伴い、これまで以上に全学的・分野横断的な研究体制を構築するため機構長を変更する。

※その他の変更については別紙新旧対照表を参照のこと。

変更予定年月日：令和6（2024）年2月1日（設置年月日：令和2（2020）年12月1日）

## 東京大学 スポーツ先端科学連携研究機構 概要

1	変更予定年月日	令和6(2024)年2月1日 (設置年月日:令和2(2020)年12月1日)
2	連携部局名 ※連携部局全てについて記載 (全学組織を含む)	総合文化研究科(主管部局) 医学系研究科 工学系研究科 農学生命科学研究科 教育学研究科 薬学系研究科 数理科学研究科 新領域創成科学研究科 情報理工学系研究科 情報学環 医科学研究所 生産技術研究所 定量生命科学研究所 先端科学技術研究センター 未来ビジョン研究センター 情報基盤センター
3	学外の連携機関・企業等	公益財団法人日本サッカー協会 独立行政法人日本スポーツ振興センター 公益財団法人日本バラスポーツ協会 立命館大学スポーツ健康科学研究センター
4	組織の名称 (英語名称)	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (英語名称: UTokyo Sports Science Initiative)
5	全体概要	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構は、2016年に設置された東京大学スポーツ先端科学研究拠点が2020年に改組され、連携研究機構として新たに設置された全学研究組織であり、16の部局が参画している。この組織の設置理念は、スポーツをキーワードとして東京大学が有する先端学術・技術を結集し、その成果を近未来の人類が直面する超高齢化社会の課題解決に資することである。
6	設置目的	スポーツを入り口とした研究が日本のみならず広く人類社会が直面している超高齢化問題に貢献することが認知されつつある。東京大学が有する多様な学術領域の優れた研究能力は、スポーツをキーワードとして結集させることで、これまでのスポーツ科学の枠を超えた新たな学際的科学を創造する可能性がある。その研究成果の波及効果ははかり知れず、世界的にも類をみない研究組織として、スポーツ科学の新たな境地を開く世界的リーダーになり得る。スポーツ先端科学連携研究機構は、多様で高度な専門家集団を有する東京大学の強みを生かし、これまでのスポーツ科学の枠を超えた新たな学際的科学領域を創造するとともに、優秀な若手人材に活躍の場を与え、その育成にも大きく貢献することを目的とする。
7	連携研究機構の長 (氏名・所属・職名)	野崎大地・教育学研究科・教授
8	参画教員	別紙のとおり
9	組織・運営体制 (部局間等連携体制) 人事管理体制	事務担当: 教養学部等事務部 人事: 各教職員の所属部局 財務: 外部資金受け入れ部局 意思決定組織: 重要事項の決定・承認を行う「運営委員会」と、実務的な企画運営を検討する「専門委員会」を設置する。

10	組織・運営体制 (部局間等連携体制)  予算運用体制	概要説明	基本的には、公的な研究資金、民間企業からの寄附金、受託研究費、共同研究費などを組織の運営、研究活動に充てる。						
		実施予定期間に おける年度別 予算運用計画  ※変更後直近5年中における 年度別予算運用計画を記載 下さい。(単位:百万円)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
			事業総額	49	49	49	49	49	245
			人件費	6	6	6	6	6	30
			事業実施費 ※研究に直接 関係する費用	40	40	40	40	40	200
		運営費 ※事業実施費 以外の、連携 研究機構を運 営するための 費用(環境整備 費等)	3	3	3	3	3	15	
変更初年度予算詳細 ※変更が生じた年度の事業 総額の財源内訳を記入して ください。 ※必要に応じて行を追加し てください。	財源名 ※各財源について、1行にまとめて記入してください。 出資元やプロジェクトごとに行を分ける必要はありません。						金額 (百万円)		
寄附金							20		
受託研究費							19		
共同研究費							10		
11	設置予定期間及び 自己評価を行う時期	期間:令和2(2020)年12月1日 ~令和12(2030)年3月31日 自己評価実施予定時期:令和7(2025)年、令和11(2029)年							
12	実施内容	東京大学が保有する多彩な研究基盤をスポーツを共通のキーワードとして結集、融合し、多角的視点からの研究を分野横断的に推進する。例えば、最先端の生体センシング技術を統合することで、スポーツ選手の生理的状態、動作、情動反応、集団心理などを実際の競技中に計測する。それ自体、これまでの研究の限界を突破し、新たな発見をもたらすと期待されるが、そのような研究に用いられた技術は、医療福祉、学校教育、社員健康管理、リハビリテーションなど広く社会還元できるものとなる。これは、東京大学が有する高度で多様な学術領域に属する研究者の参画があって初めて達成できるものであり、新たなスポーツ関連学術領域の創生を可能とする。そのような研究領域の拠点は国際的にも存在せず、本研究機構が国際的リーダーとなり得る。さらに新たな学術領域に多様な分野から若い研究者が参加することで、将来この学術領域を担う研究者の育成につながる事が期待できる。							
13	本学の基本方針との具体的 関連性	最先端ICT技術や神経科学、生命科学などが融合した新たなスポーツ関連科学を創出し、その国際的研究や産学連携の拠点となることは、UTokyo Compassにおける目標5「多様な学術の振興」、目標7「産学協創による価値創造」、目標13「若手研究者の育成」に特によく合致する。							

14	組織創設にあたり連携研究機構制度を活用する理由	①東京大学の公式な組織として活動を行う理由
		従来、スポーツ科学はスポーツ領域における選手のパフォーマンス向上、そのための科学的トレーニング方法の開発など、その目的はスポーツ領域への成果還元にとどまってきた。しかし、例えばパラアスリートの研究が、新たなリハビリテーション手法の開発など、スポーツ領域の枠を超えて、応用されるなど、スポーツを切り口とした研究は広く様々な社会課題解決に資するものである。このような視点でのスポーツ先端科学研究の推進を目指すにあたり、本学の規模や研究者の多様性も考慮すると、全学的なスポーツ先端科学研究拠点を設置することは必要不可欠と考えられたため。
		②連携研究機構制度の活用が最適とした理由
15	既存組織(※)との関連、相違点、役割分担 ※既存の部局センター、総長室総括委員会下の機構等	<p>研究組織としての体制、財政的基盤を強化し、専従研究員、職員の雇用を可能とする。とりわけ、若手研究員や女性研究員の積極的雇用など人材の育成、ダイバーシティの推進を図る。それにより多様で高度な専門家集団を有する東京大学の強みを生かし、これまでのスポーツ科学の枠を超えた新たな学際的学術領域を想像するとともに、優秀な若手人材に活躍の場を与え、その育成にも大きく貢献することが期待される。連携研究機構は、当該組織の研究活動の特徴である部局横断的に多様な専門性を有する研究者が参画して研究活動を行う点から見て最適な組織形態である。</p> <p>本学において「スポーツ」をキーワードとする研究は、総合文化研究科身体運動科学研究室をはじめ、様々な研究室で行われている。しかしながら、そうした成果のほとんどは個々の研究室単位で生まれたものであり、近年は研究分野の細分化が進んでいることもあり、複数の研究室が協力して実施する研究の機会は以前よりも減少している。本機構はスポーツというキーワードを通じて全学に散在する研究者の交流や連携を活性化し、それによって部局・分野横断的な研究の推進や新しい研究領域の創出をはかるようとする本学唯一の組織であり、競合関係にある既存組織は存在しない。</p>
16	将来計画	現時点で設置予定期間終了後の計画は定まっていないが、いくつかの成果については事業化についての具体的検討が始まっている。したがって、大学発ベンチャーのような形での発展的解消を想定している。
17	部局教授会等承認年月日 ※連携部局全てについて記載 ※本届出にかかる承認についてのみ記載	総合文化研究科 令和5(2023)年12月21日 承認予定
		医学系研究科 令和5(2023)年12月20日 承認
		工学系研究科 令和5(2023)年12月6日 承認
		農学生命科学研究科 令和5(2023)年12月21日 承認
		教育学研究科 令和5(2023)年12月20日 承認
		薬学系研究科 令和5(2023)年12月6日 承認
		数理科学研究科 令和5(2023)年12月12日 承認
		新領域創成科学研究科 令和5(2023)年12月20日 承認
		情報理工学系研究科 令和5(2023)年12月11日 承認
		情報学環 令和5(2023)年12月13日 承認
		医科学研究所 令和5(2023)年12月18日 承認
		生産技術研究所 令和5(2023)年12月20日 承認
		定量生命科学研究科 令和5(2023)年12月21日 承認
		先端科学技術研究センター 令和5(2023)年12月20日 承認
未来ビジョン研究センター 令和5(2023)年12月14日 承認		
情報基盤センター 令和5(2023)年12月7日 承認		
18	備考	

## スポーツ先端科学連携研究機構 参画教員一覧

## 1. 連携研究機構の長

氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
野崎 大地	教授	教育学研究科・総合教育科学 専攻	

## 2. その他の参画教員（先頭に主幹部局、その他の部局は官制順に記載）

部局名	総合文化研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
真船 文隆	研究科 長・教授	広域科学専攻	
内山 融	教授	国際社会科学専攻	地域未来社会連携研究機構
中澤 公孝	教授	広域科学専攻	
八田 秀雄	教授	広域科学専攻	
福井 尚志	教授	広域科学専攻	
柳原 大	教授	広域科学専攻	知能社会創造研究センター
久保 啓太郎	教授	広域科学専攻	
工藤 和俊	教授	広域科学専攻	知能社会創造研究センター 芸術創造連携研究機構
寺田 新	教授	広域科学専攻	
今井 一博	准教授	広域科学専攻	
佐々木 一茂	准教授	広域科学専攻	
竹下 大介	准教授	広域科学専攻	
吉岡 伸輔	准教授	広域科学専攻	
高橋 祐美子	准教授	広域科学専攻	

部局名	医学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
田中 栄	病院長 ・教授	外科学専攻	国際高等研究所新世代感 染症センター 臨床生命医工学連携研究 機構
岡部 繁男	教授	分子細胞生物学専攻	副学長

			ライフサイエンス連携研究 教育拠点 統合ゲノム医科学情報連 携研究機構 構造生命科学連携研究機 構 心の多様性と適応の連携 研究機構
緒方 徹	教授	外科学専攻・医学部附属病院 リハビリテーション部	
仲上 豪二郎	教授	健康科学・看護学専攻	
齋藤 琢	准教授	外科学専攻	
藤原 清香	准教授	医学部附属病院 リハビリテーション部	
武富 修治	講師	外科学専攻	
鎌田 真光	講師	公共健康医学専攻	デジタル空間社会連携研 究機構
吉村 典子	特任 教授	(社会連携講座)ロコモ予防学 寄付講座	
岸 哲史	特任 講師	機能生物学専攻	

部局名	工学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
加藤 泰浩	研究科 長・教授	システム創成学専攻	国際ミュオグラフィ連携 研究機構
高木 周	教授	機械工学専攻	臨床生命医工学連携研究 機構 マイクロ・ナノ多機能デバ イス連携研究機構
大澤 幸生	教授	システム創成学専攻	知能社会創造研究センタ ー 不動産イノベーション研 究センター インクルーシブ工学連携 研究機構
杉田 直彦	教授	附属人工物工学研究センター	宇宙理工学連携研究機構
鄭 雄一	教授	バイオエンジニアリング専攻	医学系研究科附属疾患生

			命工学センタ 学際融合マイクロシステ ム国際連携研究機構 臨床生命医工学連携研究 機構
中須賀 真一	教授	航空宇宙工学専攻	空間情報科学研究センタ ー 宇宙理工学連携研究機構、 デジタル空間社会連携研 究機構 次世代サイバーインフラ 連携研究機構
小泉 秀樹	教授	都市工学専攻	先端科学技術研究センタ ー 地域未来社会連携研究機 構 デジタル空間社会連携研 究機構 高齢社会総合研究機構

部局名	農学生命科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
中嶋 康博	研究科 長・教授	農業・資源経済学専攻	デジタルオブザーバトリ 研究推進機構 地域未来社会連携研究機 構 統合ゲノム医科学情報連 携研究機構
堀 正敏	教授	獣医学専攻	ワンヘルスワンワールド 連携研究機構
八村 敏志	教授	附属食の安全研究センター	微生物科学イノベーショ ン連携研究機構 総合文化研究科附属国際 環境学教育機構
平松 竜司	准教授	獣医学専攻	

部局名	教育学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況

山本 義春	教授	総合教育科学専攻	生命倫理連携研究機構 エドテック連携研究機構 教育学部附属中等教育学 校長
東郷 史治	教授	総合教育科学専攻	
星加 良司	教授	附属バリアフリー教育開発研究 センター	先端科学技術研究センタ ー
森田 賢治	准教授	総合教育科学専攻	

部局名	薬学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
楠原 洋之	教授	薬学専攻	

部局名	数理科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
斎藤 毅	研究科 長・教授	数理科学専攻	

部局名	新領域創成科学研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
割澤 伸一	教授	人間環境学専攻	総長特任補佐 次世代サイバーインフラ 連携研究機構 高齢社会総合研究機構 学際融合マイクロシステ ム国際連携研究機構 インクルーシブ工学連携 研究機構 価値創造デザイン人材育 成研究機構 バーチャルリアリティ教 育研究センター 大学院総合文化研究科附 属国際環境学教育機構
松田 浩一	教授	メディカル情報生命専攻	統合ゲノム医科学情報連 携研究機構
早稲田 卓爾	教授	海洋技術環境学専攻	海洋アライアンス連携研 究機構

部局名	情報理工学系研究科		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
須田 礼仁	研究科 長・教授	コンピュータ科学専攻	次世代サイバーインフラ 連携研究機構 統合ゲノム医科学情報連 携研究機構
相澤 清晴	教授	電子情報学専攻	バーチャルリアリティ教 育研究センター 次世代知能科学研究セン ター
竹内 昌治	教授	知能機械情報学専攻	大学院総合文化研究科附 属国際環境学教育機構 インクルーシブ工学連携 研究機構 マイクロ・ナノ多機能デバ イス連携研究機構 国際高等研究所ニューロ インテリジェンス国際研 究機構 学際融合マイクロシステ ム国際連携研究機構 生物普遍性連携研究機構 ワンヘルス・ワンワールド 連携研究機構 統合ゲノム医科学情報連 携研究機構
鳴海 拓志	准教授	知能機械情報学専攻	高齢社会総合研究機構 インクルーシブ工学連携 研究機構
山本 江	准教授	知能機械情報学専攻	

部局名	情報学環		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
暦本 純一	教授		エドテック連携研究機構 数理・情報教育研究センタ ー バーチャルリアリティ教

部局名	育研究センター 芸術創造連携研究機構		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
井元 清哉	教授	附属ヒトゲノム解析センター	

部局名	医科学研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
井元 清哉	教授	附属ヒトゲノム解析センター	

部局名	生産技術研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
金 範峻	教授	機械・生体系部門	
松永 行子	教授	機械・生体系部門	

部局名	定量生命科学研究所		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
白髭 克彦	所長・教 授	先端定量生命科学研究部門	東京大学統合ゲノム医科 学情報連携研究機構 教育研究創発国際卓越大 学院プログラム 微生物科学イノベーション 連携研究機構 ライフサイエンス連携研 究教育拠点 シンクローン放射光連携 研究機構
小林 武彦	教授	附属生命動態研究センター	微生物科学イノベーション 連携研究機構 ライフサイエンス連携研 究教育拠点
岡田 由紀	教授	応用定量生命科学研究部門	東京大学統合ゲノム医科 学情報連携研究機構 構造生命科学連携研究機 構
深谷 雄志	准教授	附属生命動態研究センター	
船水 章大	講師	附属高度細胞多様性研究 センター	

部局名	先端科学技術研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況

稲見 昌彦	教授	身体情報学分野	総長特任補佐 インクルーシブ工学連携 研究機構 連携研究機構「バーチャル リアリティ教育研究セン ター」 次世代サイバーインフラ 連携研究機構 高齢社会総合研究機構
原田 達也	教授	マシンインテリジェンス分野	連携研究機構「次世代知能 科学研究センター」 Beyond AI 研究推進機構 大学院情報理工学系研究 科 地球環境データコモンズ センター
熊谷 晋一郎	准教授	当事者研究分野	連携研究機構「次世代知能 科学研究センター」 高齢社会総合研究機構 デジタルオブザーバトリ 研究推進機構

部局名	未来ビジョン研究センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
渡部 俊也	教授		執行役・副学長（産学 連携）

部局名	情報基盤センター		
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務状況
田浦 健次朗	センタ ー長・ 教授	情報理工学系研究科電子情報学 専攻	情報セキュリティ教育研 究センター 数理・情報教育研究セン ター デジタル空間社会連携研 究機構 エドテック連携研究機構、 次世代サイバーインフラ 連携研究機構

			統合ゲノム医科学情報連 携研究機構
小川 剛史	准教授	ネットワーク研究部門	

スポーツ先端科学連携研究機構の概要の新旧対照表

変更概要：令和6（2024）年2月1日付での機構長交代に伴い、変更申請を行うもの。

変更箇所 (番号・項目)	現 行	変 更 後															
4 組織の名称 (英語名称)	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (英語名称：UTokyo Sports Science <u>Institute</u> )	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (英語名称：UTokyo Sports Science <u>Initiative</u> )															
7 連携機構の長 (氏名・所属・職名)	中澤公孝・大学院総合文化研究科・教授	野崎大地・教育学研究科・教授															
8 参画教員	(中略)	(中略)															
	1. 連携研究機構の長	1. 連携研究機構の長															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> <th>所属</th> <th>他の組織等での兼務 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中澤 公孝</td> <td>教授</td> <td>総合文化研究科・ 広域科学専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏名	職名	所属	他の組織等での兼務 状況	中澤 公孝	教授	総合文化研究科・ 広域科学専攻		<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> <th>所属</th> <th>他の組織等での 兼務状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野崎 大地</td> <td>教授</td> <td>教育学研究科・ 総合教育科学専攻</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏名	職名	所属	他の組織等での 兼務状況	野崎 大地	教授	教育学研究科・ 総合教育科学専攻
氏名	職名	所属	他の組織等での兼務 状況														
中澤 公孝	教授	総合文化研究科・ 広域科学専攻															
氏名	職名	所属	他の組織等での 兼務状況														
野崎 大地	教授	教育学研究科・ 総合教育科学専攻															
2. その他の参画教員 (中略)	2. その他の参画教員 (中略)																

東京大学教養学部規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由： 教養学部後期課程における学際科学科サブプログラムの取得科目・単位数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行						改 正							
(略)						(略)							
別表第2（第13条、第18条関係）						別表第2（第13条、第18条関係）							
(略)						(略)							
4 学科科目表						4 学科科目表							
(略)						(略)							
(2) 学際学科						(2) 学際科学科							
種別	授業科目名		単位数			取得すべき最低単位数	種別	授業科目名		単位数			取得すべき最低単位数
			講義	演習	実験 実習					講義	演習	実験 実習	
(略)						(略)							
学際科学科サブプログラム	地理・空間 コース	地理空間基礎論 I	2			14	学際科学科サブプログラム	地理・空間 コース	地理空間基礎論 I	2			2
		地理空間基礎論 II	2						2				
		自然環境論	2						2				
		地域情報分析基礎 I		2					2				
	地理・空間コースの <u>選択必修科目</u>						8						
(略)						(略)							

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日以前に本学部後期課程に進学又は入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 4. 各学科等教務関係内規

(令和 56 年 4 月以降の進学生に適用する。)

### (1) 教養学科

#### 1. 単位の認定

- (1) 単位の認定は、セメスターごとに行われ、セメスター当初に履修登録した科目名によって行う。
- (2) 修了試験の方法については、担当教員が指示する。

#### 2. 履修科目の届出

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

#### 3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。

#### 4. 言語科目の振替

前期課程の第三外国語のうち、初修のものを後期課程進学後に履修した場合、4 単位までを後期課程の言語科目（言語共通科目及び言語専門科目を指す。以下同様）の単位として認定することができる。

#### 5. 卒業論文

- (1) 卒業年度の学生は、所定の期間内に、教務課後期課程 係チーム に卒業論文題目の届出をしなければならない。届け出る論文題目は主題に限ることとする。  
また、総合社会科学分科の学生は、所定期間中に卒業論文の予定題目を提出しなければならない。提出期間等の詳細については、分科の卒業論文ガイダンスにて指示する。
- (2) 卒業論文は、所定の期間内に教務課後期課程 係チーム に提出しなければならない。
- (3) 卒業論文の体裁については、分科ないしはコースが指示する。
- (4) 国際日本研究コースについては、別に定める。

#### 6. 転学科・転分科・転コース

本学科の学生は原則として転学科、転分科及び転コースをすることができない。

#### 7. サブメジャー・プログラム

- (1) 学生は所属するコースの他にサブメジャー・プログラムを選択することができる。  
サブメジャー・プログラムを選択する場合、所定の期間内に届出をしなければならない。  
ただし、届出の際には所属するコースの主任及び選択するサブメジャー・プログラムの責任者の許可を得なければならない。
- (2) 地域文化研究分科の各コースをサブメジャー・プログラムとする場合、各コースが以下で指定する言語を 6 単位（所属するコースにおいて、既に取得した当該言語の単位数を含む。）以上取得しなければならない。

イギリス研究コース：英語

フランス研究コース：フランス語

ドイツ研究コース：ドイツ語

ロシア東欧研究コース：ロシア語

イタリア地中海研究コース：イタリア語（6 単位）、もしくはギリシャ語あるいはラテン語（6 単位）

北アメリカ研究コース：英語

ラテンアメリカ研究コース：スペイン語あるいはポルトガル語

アジア・日本研究コース：アジア諸語

韓国朝鮮研究コース：韓国朝鮮語

上記単位は、卒業に必要な言語科目の一部として取得するものとする。

なお、コースの組み合わせによっては、卒業要件を超えて言語科目を履修しなければならないこともある。

- (3) 地域文化研究分科の学生は、指定されたサブメジャー・プログラム以外に、原則として教養学科、学際科学科及び統合自然科学科の科目を、あるテーマのもとに有意義に組合せ、それをカスタマイズ型のサブメジャー・プログラムとすることができる。

届出の際には、所属するコースの主任及び地域文化研究分科の教務委員の許可を得なければならない。

なお、カスタマイズ型のサブメジャー・プログラムの届出は、3年生のみ受け付けるものとする。

- (4) 届け出たサブメジャー・プログラムの変更及びカスタマイズ型サブメジャー・プログラムの届出科目の変更は、やむを得ない事情がある場合の他は認められない。

これらの変更は、コース主任及びその選択するサブメジャー・プログラムの責任者の許可を得なければならない。また、卒業年度の所定の期間内に行わなければならない。

## 8. 科目の履修について

- (1) 本学科を卒業するためには、次の単位を含む76単位以上を取得しなければならない。

- ① 高度教養科目 所属分科・コースごとに定める単位数
- ② 言語科目 言語共通科目及び言語専門科目から各分科・コースごとに定める単位数
- ③ コース科目 所属するコースごとに定める単位数
- ④ 卒業論文 10単位

- (2) 高度教養科目から取得すべき単位数は、所属分科・コースごとに次の各号に定めるとおりとする。なお、後期国際研修及び海外研修の履修については所属分科・コースの指示に従うこと。また、本学科サブメジャー・プログラム、学際科学科サブプログラム、統合自然科学科サブプログラム又は学融合プログラムを1プログラム以上修了することをもって、次の各号に定める単位数を取得したものとみなすことができる。

- ① 超域文化科学分科・地域文化研究分科・総合社会科学分科の各コース

6単位以上。ただし、所属分科が提供する高度教養科目（超域文化科学高度教養、地域文化研究高度教養又は総合社会科学高度教養）は2単位を上限として取得すべき単位数に含めることができる。また、後期教養教育科目は4単位まで高度教養科目の取得単位に含めることができる。

- ② 国際日本研究コース

4単位以上

- (3) 言語科目から取得すべき単位数は、所属分科及びコースごとに次の各号に定めるとおりとする。ただし、言語共通科目のうち「英語」については、6単位を取得上限とする。

- ① 超域文化科学分科

各コースの定める単位を超えて取得した言語科目の単位数は、6単位を上限に卒業に必要な76単位に含めることができる。

- (ア) 文化人類学コース

14単位以上（2言語以上を履修しなければならない。）

- (イ) 表象文化論コース

22単位以上（同一言語12単位以上を含め、2言語以上を履修しなければならない。）

- (ウ) 比較文学比較芸術コース

22単位以上（ある同一言語10単位以上、それ以外の同一言語6単位以上をそれぞれ取得しなければならない。）

- (エ) 現代思想コース

20単位以上（同一言語10単位以上を含め、2言語以上を履修しなければならない。）

- (オ) 学際日本文化論コース

18単位以上（2言語以上を履修しなければならない。）

- (カ) 学際言語科学コース

18単位以上（2言語をそれぞれ6単位以上取得しなければならない。3言語以上を履修する場合、3つ目の言語からは最低取得単位を定めない。）

- (キ) 言語態・テキスト文化論コース

20単位以上（2言語をそれぞれ6単位以上取得しなければならない。また、言語専門科目を6単位以上取得すること。3言語以上を履修する場合、3つ目の言語からは最低取得単位を定めない。）

- ② 地域文化研究分科

22単位を超えて取得した言語科目の単位数は、4単位を上限に卒業に必要な76単位に含めることができる。なお、下記で「同一言語」とのみ指定のある部分については、コース主任に選択する言語を申請し承認を得なくてはならない。

- (ア) イギリス研究コース

22単位以上（英語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

- (イ) フランス研究コース

22単位以上（フランス語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

- (ウ) ドイツ研究コース

22単位以上（ドイツ語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

- (エ) ロシア東欧研究コース

22単位以上（ロシア語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。ただし、ロシア語以外の言語で卒業論文を提出する者は、ロシア語14単位以上、それ以外の同一言語4単位以上を含む22単位以上を取得しなければならない。）

(オ) イタリア地中海研究コース

22単位以上（イタリア語、ギリシャ語及びラテン語を合わせて18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(カ) 北アメリカ研究コース

22単位以上（同一言語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(キ) ラテンアメリカ研究コース

22単位以上（スペイン語及びポルトガル語を合わせて18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(ク) アジア・日本研究コース

22単位以上（アジア諸語を16単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

(ケ) 韓国朝鮮研究コース

22単位以上（韓国朝鮮語を18単位以上、それ以外の同一言語を4単位以上取得しなければならない。）

③ 総合社会科学分科

8単位を超えて取得した言語科目の単位数は、8単位を上限に卒業に必要な76単位に含めることができる。

(ア) 関連社会科学コース

8単位以上

(イ) 国際関係論コース

8単位以上

④ 国際日本研究コース

10単位以上。10単位を超えて取得した言語科目の単位数は、卒業に必要な76単位に含めることができる。なお、履修すべき言語等は、**事前に**コース主任の承認を得なければならない。

(4) コース科目から取得すべき単位数は、所属分科及びコースごとに次の各号に定めるとおりとする。

① 超域文化科学分科

(ア) 文化人類学、表象文化論、比較文学比較芸術、学際日本文化論の各コース、所属コース科目から28単位以上

(イ) 現代思想、言語態・テキスト文化論の各コース、所属コース科目から26単位以上

(ウ) 学際言語科学コース、所属コース科目から30単位以上

②地域文化研究分科 所属コース科目から22単位以上

③総合社会科学分科 所属コース科目から40単位以上

④国際日本研究コース 所属コース科目から34単位以上

(5) 地域文化研究分科における卒業論文の言語は、所属コースごとに次のとおりとする。

① イギリス研究コース 英語

② フランス研究コース フランス語

③ ドイツ研究コース ドイツ語

④ ロシア東欧研究コース 原則としてロシア語

⑤ イタリア地中海研究コース 原則としてイタリア語、ラテン語、フランス語、

ドイツ語又は英語のいずれか

⑥ 北アメリカ研究コース 英語

⑦ ラテンアメリカ研究コース 原則としてスペイン語又は日本語

⑧ アジア・日本研究コース 日本語又はアジア諸語

⑨ 韓国朝鮮研究コース 日本語又は韓国朝鮮語

(6) 本学科サブメジャー・プログラム、学際科学科サブプログラム、統合自然科学科サブプログラム又は学融合プログラムにより取得した単位を、卒業に必要な76単位に含めることができる。

(7) 卒業に必要な76単位には、教職課程科目、特設科目並びに他学科及び他学部の授業科目の単位数を含めることができる。~~その~~**他の科目（学部横断型の科目など）-全学部共通授業科目**についても、コース主任の承認を得ることにより、卒業に必要な上記単位数に含めることができる。

(8) 本学科、学際科学科又は統合自然科学科の卒業要件を満たした上で、サブメジャー・プログラムが定める単位を取得した者には、当該プログラムの修了を認定する。

## (2) 学際科学科

### ~~1. 履修科目の決定~~

~~履修科目の決定には、学科長の認定を得なければならない。~~

### ~~2.1. 履修科目の登録~~

所定の期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。

なお、登録をしない科目については、聴講及び修了試験の受験の資格がない。

### ~~3.2. 重複履修~~

同一科目の重複履修については、これを認めない。

### ~~4.3. 単位の認定~~

(1) 単位の認定は、学年又は Semester ごとに、Semester 当初に登録した科目名によって行う。

(2) 修了試験の方法については、担当教員が指示する。

### ~~5.4. 言語共通科目の振替~~

前期課程の第三外国語のうち、初修のものを後期課程進学後に履修した場合、12 単位(国際環境学コースは 4 単位)までを後期課程の言語共通科目の単位として認定することができる。

### ~~6.5. 卒業研究~~

(1) 卒業に必修の卒業研究として、学際科学特別研究と学際科学特別演習を設ける。

(2) 卒業研究の成果は、卒業研究論文として所定の体裁にまとめなければならない。

(3) 卒業研究の論文題目は、所定の期間内に、所定の方法により学科長に届け出なければならない。

(4) 卒業研究論文は、所定の期間内に、所定の方法により学科長に提出しなければならない。

(5) 卒業研究論文は、所定の審査を受けなければならない。

### ~~7.6. 転学科~~

本学科の学生は原則として転学科、転コースをすることができない。

### ~~8.7. 科目の履修について~~

(1) 本学科の各コースを卒業するためには、次の単位を含む76単位以上を取得しなければならない。

#### ① 科学技術論コース

(ア) 高度教養科目 8単位以上(ただし、「科学技術史概論」及び「科学技術社会論」を含めること。)

(イ) 言語共通科目 8単位(ただし、言語共通科目のうち「英語」については、6単位を取得上限とする。)

(ウ) コース科目 所属コース科目から28単位以上(各授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。)

(エ) 学際科学特別演習 4単位

(オ) 学際科学特別研究 6単位

#### ② 地理・空間コース

(ア) 高度教養科目 8単位以上(ただし、「地理・空間基礎論Ⅰ」及び「地理・空間基礎論Ⅱ」を含めること。)

(イ) 言語共通科目 12単位(ただし、言語共通科目のうち「英語」については、6単位を取得上限とする。)

(ウ) コース科目 所属コース科目から26単位以上(各授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。)

(エ) 学際科学特別演習 4単位

(オ) 学際科学特別研究 6単位

#### ③ 総合情報学コース

(ア) 高度教養科目 8単位以上(ただし、「広域システム概論ⅠまたはⅡ」、「プログラミング基礎」及び「科学技術社会論」を含めること。)

(イ) コース科目 所属コース科目から30単位以上(各授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。)

(ウ) 学際科学特別演習 4単位

(エ) 学際科学特別研究 6単位

(オ) 学際科学科の高度教養科目および学科科目 54単位以上(①)~(エ)を含んで良い。)

#### ④ 広域システムコース

- (ア) 高度教養科目 8単位以上 (ただし, 「広域システム概論ⅠまたはⅡ」及び「プログラミング基礎」を含めること。)
- (イ) コース科目 所属コース科目から30単位以上 (各授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。)
- (ウ) 学際科学特別演習 4単位
- (エ) 学際科学特別研究 6単位
- (オ) 学際科学科の高度教養科目および学科科目 54単位以上 ((ア)～(エ)を含んで良い。)

⑤ 国際環境学コース

- (ア) コース科目 所属コース科目から44単位以上(各授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。)
- (イ) 学際科学特別演習 4単位
- (ウ) 学際科学特別研究 6単位
- (エ) 高度教養科目は卒業に必要な単位に含めることができる。

(2) (1)でいう学際科学科の高度教養科目とは、以下の科目をさす。

科学技術史概論  
 科学技術社会論  
 地理・空間基礎論Ⅰ  
 地理・空間基礎論Ⅱ  
 広域システム概論Ⅰ  
 広域システム概論Ⅱ  
 プログラミング基礎  
 学際科学概論  
 複合系計画論  
 エネルギー科学概論  
 環境エネルギー経済学  
 環境社会学  
 進化理論

- (3) サブプログラムの履修により取得した単位を, 卒業に必要な76単位に含めることができる。
- (4) 所属するコースのコース科目あるいは高度教養科目と履修するサブプログラムとで重複して開講される科目の単位は, サブプログラムあたり4単位まで, 当該のコース科目あるいは高度教養科目とサブプログラムの両方の単位数に含めることができる。ただし, 卒業に必要な単位としては, 重複して含めることはできない。
- (5) 複数のサブプログラムで重複して開講される科目の単位は, 当該の複数のサブプログラムの単位数に含めることができる。ただし, 卒業に必要な単位としては, 重複して含めることはできない。
- (6) 本学科に所属する学生は, 本学科の高度教養科目及び学科科目の他, 学科長の認定を得て所定の手続きにより, 本学科以外の高度教養科目, 言語共通科目 (第三外国語の振替を含む), 教養学科サブメジャー・プログラム, 統合自然科学科サブプログラム, 学融合プログラム, 教職課程科目, 特設科目, 他学科及び他学部の授業科目並びに全学部共通授業科目を履修することができる。
- (7) 本学科の高度教養科目及び学科科目を除き, (6)の授業科目を卒業に必要な76単位に含めるにあたっては, 学科長の認定を得所定の手続きによらなければならない。
- (8) 本学科, 教養学科又は統合自然科学科の卒業要件を満たした上で, サブプログラムが定める単位を取得した者には, 当該プログラムの修了を認定する。

### (3) 統合自然科学科

#### 1. 単位の認定

- (1) 単位の認定は、 Semesterごとに行われ、 Semester当初に登録した科目名によって行う。
- (2) 修了試験は、原則として筆記試験又はレポートによって行う。

#### 2. 履修科目の登録

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。  
なお、登録をしない科目については、聴講及び修了試験の受験の資格がない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

#### 3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。ただし、次の場合を除く。

- (1) スポーツトレーニング実習について、合計2単位までの重複履修
- (2) 以下の科目のうち担当教員が異なる場合

数理自然科学特殊講義Ⅰ～Ⅸ、物質基礎科学特殊講義Ⅰ～Ⅺ、統合生命科学特論Ⅰ～Ⅷ、高次生命機能特論Ⅰ～Ⅷ、認知行動科学特論Ⅰ～Ⅺ、スポーツ科学特論Ⅰ～Ⅺ、知覚心理学演習、生物心理学演習、基礎心理学演習、臨床心理学演習、健康心理学演習

#### 4. 必修科目の履修

数理自然科学コースの学生は、コース主任の指示に従い、物質科学実験Ⅱあるいは数理科学演習Ⅰ、ならびに物質科学実験Ⅲあるいは数理科学演習Ⅱを履修すること。

#### 5. 卒業研究

- (1) 数理自然科学コースに所属する学生が、4 S Semester終了時まで以下すべての条件を満たした場合、4 A Semesterの卒業研究を履修することができる。
  - ① 統合自然科学セミナー、数理自然科学セミナーⅠ、数理自然科学セミナーⅡ、数理自然科学セミナーⅢ、物質科学実験Ⅰ、物質科学実験Ⅱあるいは数理科学演習Ⅰ、及び物質科学実験Ⅲあるいは数理科学演習Ⅱの単位を取得していること。
  - ② 取得単位の合計が、原則 56 単位以上であること。
- (2) 物質基礎科学コースに所属する学生が、4 S Semester終了時まで以下すべての条件を満たした場合、4 A Semesterの卒業研究を履修することができる。
  - ① 統合自然科学セミナー、物質科学セミナーⅠ、物質科学セミナーⅡ、物質科学セミナーⅢ、物質科学実験Ⅰ、物質科学実験Ⅱ及び物質科学実験Ⅲの単位を取得していること。
  - ② 取得単位の合計が、原則 56 単位以上であること。
- (3) 統合生命科学コースに所属する学生が、4 S Semester終了時まで以下すべての条件を満たした場合、4 A Semesterの卒業研究を履修することができる。
  - ① 統合自然科学セミナーの単位を取得していること。
  - ② 統合生命科学特別研究の単位を取得していること。ただし、統合生命科学特別研究を履修するためには、3 A Semester終了時まで統合生命科学セミナーⅠ、統合生命科学セミナーⅡ、統合生命科学実験Ⅰ、統合生命科学実験Ⅱの単位を取得しなければならない。
- (4) 認知行動科学コースに所属する学生が、4 S Semester終了時まで以下すべての条件を満たした場合、4 A Semesterの卒業研究を履修することができる。
  - ① 統合自然科学セミナーの単位を取得していること。
  - ② 認知行動科学研究法、認知行動科学方法論、認知行動科学実験Ⅰ、認知行動科学実験Ⅱ及び認知行動科学特別研究の単位を取得していること。
- (5) スポーツ科学コースに所属する学生が、4 S Semester終了時まで以下すべての条件を満たした場合、4 A Semesterの卒業研究を履修することができる。
  - ① 統合自然科学セミナーの単位を取得していること。
  - ② スポーツ科学特別研究の単位を取得していること。ただし、スポーツ科学特別研究を履修するためには、3 A Semester終了時までスポーツ科学セミナー、スポーツ科学実験Ⅰ、スポーツ科学実験Ⅱの単位を取得しなければならない。
- (6) 卒業研究の内容は、卒業研究報告書としてまとめ、かつ統合自然科学科が主催する研究発表会で発表しなければならない。

## 6. 転学科、転コース

本学科の学生は、原則として転学科、転コースをすることができない。

## 7. 科目の履修について

(1) 本学科の各コースを卒業するためには、次の単位を含む76単位以上を取得しなければならない。

### ① 数理自然科学コース

- (ア) 高度教養科目 6単位以上（ただし、数理科学概論、物質科学概論、生命科学概論、認知脳科学概論、スポーツ科学概論、Advanced ALESS I, Advanced ALESS II, 知財・技術経営論、科学技術社会論の中から6単位以上を含めること。）
- (イ) コース科目 所属コース科目から必修科目を含め34単位以上
- (ウ) 他コース科目 所属コース科目以外（所属コースと他コースの合併科目も含む。）から16単位以上
- (エ) 卒業研究 10単位

### ② 物質基礎科学コース

- (ア) 高度教養科目 6単位以上（ただし、数理科学概論、物質科学概論、生命科学概論、認知脳科学概論、スポーツ科学概論、Advanced ALESS I, Advanced ALESS II, 知財・技術経営論、科学技術社会論の中から6単位以上を含めること。）
- (イ) コース科目 所属コース科目から必修科目を含め34単位以上
- (ウ) 他コース科目 所属コース科目以外（所属コースと他コースの合併科目も含む。）から16単位以上
- (エ) 卒業研究 10単位

### ③ 統合生命科学コース

- (ア) 高度教養科目 6単位以上（ただし、数理科学概論、物質科学概論、生命科学概論、認知脳科学概論、スポーツ科学概論、Advanced ALESS I, Advanced ALESS II, 知財・技術経営論、科学技術社会論の中から6単位以上を含めること。）
- (イ) コース科目 所属コース科目から必修科目を含め34単位以上
- (ウ) 他コース科目 所属コース科目以外（所属コースと他コースの合併科目も含む。）から16単位以上
- (エ) 卒業研究 10単位

### ④ 認知行動科学コース

- (ア) 高度教養科目 6単位以上（ただし、数理科学概論、物質科学概論、生命科学概論、認知脳科学概論、スポーツ科学概論、Advanced ALESS I, Advanced ALESS II, 知財・技術経営論、科学技術社会論の中から6単位以上を含めること。）
- (イ) コース科目 所属コース科目から必修科目を含め34単位以上
- (ウ) 他コース科目 所属コース科目以外（所属コースと他コースの合併科目も含む。また、学融合プログラム科目、他学科開講科目及びコース主任が承認した科目を含めることができる。）から16単位以上
- (エ) 卒業研究 10単位

### ⑤ スポーツ科学コース

- (ア) 高度教養科目 6単位以上（ただし、数理科学概論、物質科学概論、生命科学概論、認知脳科学概論、スポーツ科学概論、Advanced ALESS I, Advanced ALESS II, 知財・技術経営論、科学技術社会論の中から6単位以上を含めること。）
- (イ) コース科目 所属コース科目から必修科目を含め34単位以上
- (ウ) 他コース科目 所属コース科目以外（所属コースと他コースの合併科目も含む。）から16単位以上
- (エ) 卒業研究 10単位

(2) 卒業に必要な76単位には、前項(1)(ア)～(エ)で指定された単位に加えて、教職課程科目、教養学科サブメジャー・プログラム、学際科学科サブプログラム、学融合プログラム、他学科及び他学部の授業科目の単位数を含めることができる。また、認知行動科学コースについては、これらに加えて言語共通科目及び特設科目の単位数も含めることができる。それ以外のコースは言語共通科目及び特設科目は含めることができない。後期国際研修及び海外研修Ⅰ～Ⅳは、合計6単位までを卒業に必要な単位に含めることができる。

(3) 前項(2)の単位数には、コース主任の承認を得て、全学部共通授業科目、他学部の授業科目及び後期教養教育科目と指定されている科目を含めることができる。ただし、数理自然科学コース・物質基礎科学コース・統合生命科学コース・スポーツ科学コースについては、上限を10単位までとする。

(4) 第1項に定める単位を取得した者には、主専攻の修了を認定する。

## 8. 副専攻、サブプログラム

(1) 次の要件を満たした者には、主専攻に加えて副専攻の修了を認定する。

副専攻の認定要件

副専攻の認定を求めるコースの科目群から、24単位以上を副専攻科目として取得すること。

(2) 本学科、教養学科又は学際科学科の卒業要件を満たした上で、次の要件を満たした者には、統合自然科学科サブプログラムの修了を認定する。

統合自然科学科サブプログラムの認定要件

サブプログラムの認定を求めるコースの科目群から、14 単位以上をサブプログラム科目として取得すること。

- (3) 副専攻及びサブプログラムの履修により取得した単位を、卒業に必要な 76 単位に含めることができる。
- (4) 副専攻及びサブプログラムを選択する場合には、所定の期間内に届出をしなければならない。
- (5) 副専攻の修了が認定されたコースと同一コースのサブプログラムの修了は認定されない。

## (4) 学融合プログラム

### 1. 単位の認定

単位の認定は、セメスターごとに行われ、セメスター当初に届け出た科目名によって行う。

### 2. 履修科目の届出

- (1) 指定する期間内に、所定の方法により履修科目の登録をしなければならない。  
なお、登録をしない科目については、聴講及び修了試験の受験資格がない。
- (2) 登録後の履修科目の追加及び変更については、これを認めない。

### 3. 重複履修

同一科目の重複履修については、これを認めない。

### 4. 科目の履修について

教養学科、学際科学科または統合自然科学科の卒業要件を満たした上で、以下に定める単位を取得した者には、当該プログラムの修了を認定する。

- (1) グローバル・エシックスプログラム、進化認知脳科学プログラム、科学技術インタープリタープログラム、東アジア教養学プログラム  
認定を求めるプログラムの科目から14単位以上
- (2) グローバルスタディーズプログラム  
当該プログラムの科目から14単位以上（授業科目群ごとに定められた「取得すべき最低単位数」を含む。）
  - ① 高度教養科目の後期国際研修を2単位以上取得するか、留学又は休学期間中の海外修学により取得した単位で、単位認定申請により海外研修I～IVのいずれかに認定された単位を2単位以上含めること。
  - ② ①の規定にかかわらず、海外で自ら体験活動プログラム等に参加した者は、グローバル教養実践演習、グローバル教養特別講義I～III又はグローバル教養特別演習I～Vのいずれかを2単位取得することによって、後期国際研修又は海外研修2単位の代替とすることができる。希望者は、所定の期間内にグローバルスタディーズ委員会に申し出るとともに、グローバルスタディーズ委員会による審議を経て承認を得る必要がある。
  - ③ グローバル教育センターの提供するグローバル教養科目群を、グローバル教養特別演習 I～V のいずれかの代替とすることができる。

## 国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日: 2023/12/14

担当部局名: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	クロード・ベルナール・リヨン第1大学	
	英語	University Claude Bernard Lyon 1	
	当該国語 ※任意	Université Claude Bernard Lyon 1	
地域/国名	ヨーロッパ	フランス	
設立年	1971	年設立	
設置形態	公立		
URL	<a href="https://www.univ-lyon1.fr/en">https://www.univ-lyon1.fr/en</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数:16 (医学、薬学、理学、工学等の領域)、研究室数:62、学生:約47,860名、研究者数:約4,800名		
相手国内における大学(機関)としての評価	リヨン大学を構成する大学の一つである。特に医学及び工学の分野は歴史があり、Hospices Civils de Lyonというフランス国内で2番目に大きい病院を持つ。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局覚書		
協定名(英語):	Memorandum on Student Exchange between Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo and Université Claude Bernard Lyon 1		
協定名 (英語以外):			
関係部局名:	なし		
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名 (英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
相互に関心のある分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	人数(年): 2人(4人/学期) [大学院生]	

<b>3. 締結目的および期待される成果</b>	
クロード・ベルナル・リヨン第1大学において2022年から発足した Master Program in Life Sciencesでは、通常のカリキュラム講義、実験演習に加えて、“Trends in Biomedical Research”と題して、フランス国内外の生命科学関連(おもに細胞生物学、発生生物学、生物物理学の基礎科学)に従事する著名な研究者によるオムニバス講義を開講している。これと連動する形で開講している、国際インターンシップ(実務研究経験(12週x2回))に参加する修士課程の学生の受け入れを円滑とすることを目的とする。人的交流の促進により、当該分野における学術研究の発展が見込まれる。	
<b>4. これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)</b>	
幹事教員となる澤井哲教授は2022年の11月に2コマのオンライン発表をおこない、参加学生との懇談会、意見交換会を含めた交流をおこなった。その後、2023年の春に3ヶ月間、1名の修士課程の学生を研究指導受託の形で受入れ、実験研究の実施を通じて研究室のスタッフ、学生との交流をおこなった。2023年から2024年以降も本プログラムにおける参加学生との交流を予定している。	
<b>5. 締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)</b>	
令和5年12月14日 総合文化研究科 国際交流・留学生委員会附議 令和5年12月21日 総合文化研究科 総務委員会、教授会附議	
<b>6. 実施責任体制</b>	
責 任 者 真船文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 澤井哲(総合文化研究科・教授)	
<b>7. 相手側の対応組織</b>	
責 任 者 Frédéric Fleury(クロード・ベルナル・リヨン第1大学長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: Christophe Marcelle(クロード・ベルナル・リヨン第1大学 ディレクター代理, バイオサイエンス部 教授), Jean-Paul Rieu(クロード・ベルナル・リヨン第1大学 生物物理 教授)	
<b>8. 資金計画</b>	
複雑系生命システム研究センター(生物普遍性連携機構予算)による滞在中の学生交流会、研究交流会等への支援(30万円/年)。	
<b>9. 同一校(機関)との交流の有無</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 全学協定 締結年月: 2012年9月 担当部局: 新領域創成科学研究科 (最終更新年: 2023年)
<input type="checkbox"/> 無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書 締結年月: 2015年1月 担当部局: 新領域創成科学研究科 (最終更新年: 2020年)
<input type="checkbox"/> 無	
<b>10. その他特記事項</b>	
本覚書については先方と協議した結果、学生交流に特化した覚書として傘協定を省略し、締結することとした	
<b>本件担当部局事務</b>	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	松井 恵子
Email :	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>



**MEMORANDUM OF STUDENT EXCHANGE  
BETWEEN  
GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES,  
THE UNIVERSITY OF TOKYO  
AND  
UNIVERSITY CLAUDE BERNARD LYON 1**

The Graduate School of Arts and Sciences, the University of Tokyo (Japan), represented by its Dean, Prof. Dr. Fumitaka MAFUNE and University Claude Bernard Lyon 1 (France), represented by its President, Prof. Frédéric Fleury (hereinafter referred to as the “parties”), in order to agree on specific programs of Student Exchange, hereby agree to the following.

**Article 1.** Students may enroll in this exchange program for a period of up to one year. This period may, upon the agreement of the parties, be extended for a period of one (1) year maximum.

**Article 2.** A maximum of 4 student semester places will be exchanged between the parties in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. In the case that the semester place of exchange students from each party is not equal in a particular year, the parties will endeavor from the following year to ensure an equal semester place of participating students from each party. The parties shall agree in advance through discussion the exact semester place of exchange students.

**Article 3.** Students will be selected by their home university on the basis of academic merit and suitability for study at the host university. The host university reserves the right to make final judgement on the admission of exchange students.

**Article 4.** Students enrolled in this exchange program are not eligible to be awarded a degree from the host university.

**Article 5.** The host university shall issue an academic transcript to the exchange student’s home university upon completion of the exchange program. On the basis of this report, the home university may, in accordance with its regulations, award the student credits for study at the host university.

**Article 6.** The host university shall not levy examination fees, entrance fees, or tuition fees on students enrolled in this exchange program.

**Article 7.** Personal expenses including travel expenses, accommodation fees, living expenses, educational materials costs and other education-related costs of students participating in this exchange program, other than as described in the preceding article, shall under no circumstances whatsoever be the responsibility of either party.

**Article 8.** Each university will endeavor to arrange accommodations for the participating students.

**Article 9.** Intellectual property includes all industrial property rights, copyrights and all publications and communications-related matters. Intellectual property is regulated by the laws and regulations of the countries on which the parties depend. In any case, intellectual property rights for joint scientific research results shall be the subject of an addendum signed by both partner institutions.

**Article 10.** The parties shall endeavor to reach an amicable settlement to any dispute which may arise from the interpretation or performance of this Memorandum. In such instance as no agreement may be reached, the dispute shall be referred to the competent jurisdiction.

**Article 11.** This Memorandum is valid for five (5) years effective from the date of the final signature affixed below by the parties hereto (hereinafter referred to as the “term”). The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the parties. Either party may terminate the Memorandum during its term by giving six (6) months advance written notice to the other party.

**Article 12.** This Memorandum is created in duplicate in English, each of those duplicates being deemed original.

The parties hereby establish this Memorandum by duly signing it as of the respective dates below.

Graduate School of Arts and Sciences  
The University of Tokyo

University Claude Bernard Lyon 1

\_\_\_\_\_  
Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka  
Dean

\_\_\_\_\_  
Prof. Frédéric FLEURY  
President

Date:

Date: